

# 第3次小美玉市男女共同参画推進計画

いろとりどりパレットプラン

(案)

小美玉市

# 目次

1 序論 .....	1
I 計画の基本的考え方 .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の位置づけ .....	3
3 計画の期間 .....	3
4 SDGs との関係について .....	4
5 策定体制 .....	4
6 計画策定にあたっての基本的考え方 .....	5
II 計画の背景と小美玉市を取り巻く動向 .....	6
1 社会的背景 .....	6
2 関連計画 .....	8
3 小美玉市の概況 .....	9
4 第2次計画の評価と課題 .....	11
2 基本構想 .....	17
I 基本理念 .....	18
II 基本目標 .....	19
III 施策体系 .....	20
3 基本計画 .....	21
基本目標Ⅰ【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり .....	24
基本目標Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり .....	33
基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり .....	40
基本目標Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり .....	51

# 1 序論

# I 計画の基本的考え方

## 1 計画策定の趣旨

我が国では日本国憲法において、個人の尊厳、法の下での平等をうたっており、これまで「男女雇用機会均等法\*」、「男女共同参画社会基本法\*」、「DV防止法\*」、「女性活躍推進法\*」、「LGBT理解増進法\*」等の法制度の整備により、男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められているところですが、

本市においても、平成22年3月に「小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）」を策定、令和2年3月には「認め合い、高め合い、ともに目指そう男女平等のまち」を基本理念とする第2次計画を策定し、様々な取組を推進してきました。このような取組によって、仕事と家庭生活の調和、ドメスティック・バイオレンス\*に対する意識など、男女共同参画社会の実現に向けた市民意識は、次第に変化しつつあります。

しかし、社会全体をみると、少子高齢化にともなう人口減少社会の本格化に加え、未婚・単独世帯や共働き世帯の増加など、世帯構成の変化や個人のライフスタイルの多様化が進んでいる一方、有償労働時間が男性、無償労働時間が女性に大きく偏るなど、依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っているのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大下では、配偶者等からの暴力の増加・深刻化、経済・雇用状況の悪化など、女性をめぐる様々な問題が顕在化したことで、男女共同参画の重要性が改めて認識されています。

このような状況を踏まえ、社会情勢の変化や本市が抱える課題に的確に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策・事業を示すため、「第3次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）」を策定するものです。

---

※男女雇用機会均等法：職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。

※男女共同参画社会基本法：男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行された。

※DV防止法：正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者や恋人による暴力を防止することを目的とした法律で、これまでに5回改正され、令和5年改正法では保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化等、大幅な改正が行われた。

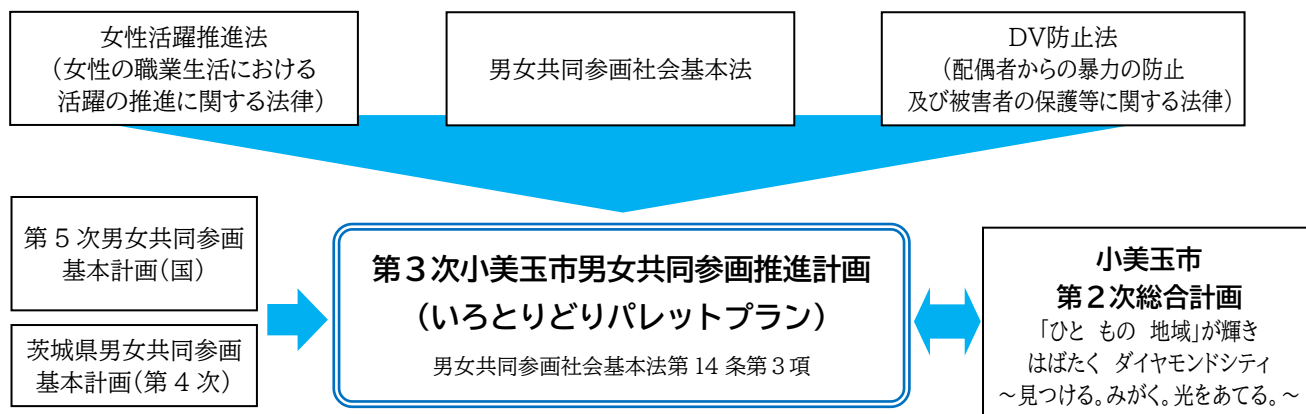
※女性活躍推進法：正式名称は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」で平成28年4月1日施行された。女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっている。

※LGBT理解増進法：正式名称「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」。性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業、学校に対して、多様性の理解の増進を求めるもので令和5年6月に成立・公布された。

※ドメスティック・バイオレンス/DV：配偶者・パートナーからの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。

## 2 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法第14条第3項」に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- 本計画は、内閣府「第5次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」を踏まえるとともに、「小美玉市第2次総合計画」との整合を図り、推進していくものです。
- 本計画の一部として、「DV防止法第2条の3第3項」に基づく「市町村基本計画」、「女性活躍推進法第6条第2項」に基づく「市町村推進計画」を一体的に策定します。
- 本計画は、市民と行政が連携し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進する計画として策定するものです。



## 3 計画の期間

本計画は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）の5か年を計画期間とします。

令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)	令和14年度 (2032年度)	令和15年度 (2033年度)	令和16年度 (2034年度)	
小美玉市第2次総合計画(H30～R9)				小美玉市第3次総合計画(R10～R19)							
策定期間		第3次小美玉市男女共同参画推進計画									
						策定期間					第4次小美玉市男女共同参画推進計画

## 4 SDGs との関係について

SDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）では、持続可能な世界を実現するために、「ジェンダー※平等を実現しよう」など、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

本市においても、本計画にこれらの目標に関連する取組を定め、SDGsの達成を意識した施策の推進に努めます。



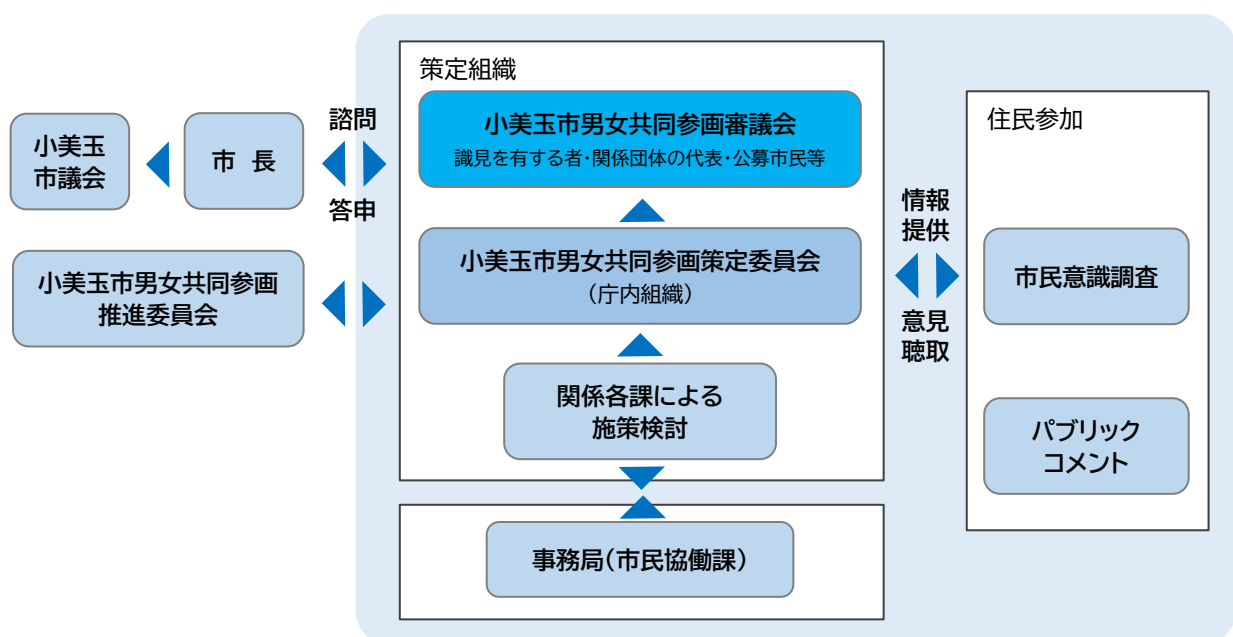
## 5 策定体制

本計画は、学識経験者等で構成される「小美玉市男女共同参画審議会」及び庁内組織として関係部長で構成される「小美玉市男女共同参画策定委員会」の審議を経て策定するものとします。

また、策定委員会の運営において必要な事項については、関係各課職員による事業計画の確認や施策の検討とともに、全庁的な調整を行います。

住民参加においては、市民意識調査、パブリックコメントを実施し、計画に反映するものとします。

<計画の策定体制>



※ジェンダー：「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）という。

## 6 計画策定にあたっての基本的考え方

本計画の策定にあたっては、以下の5つの視点をもって取り組みます。

### 視点1 小美玉市らしい男女共同参画社会形成のための計画づくり

- ▶先進事例調査等により、小美玉市に適した取組を検証し、小美玉市らしい計画づくりを推進します。
- ▶地域に即した取組を、創意工夫をもって位置づけます。特に小美玉市の特徴であるシビックプライド※を活用した意識啓発の手法や市民活動を活用した取組、更には小美玉市で活躍している女性を支援するための取組を積極的に位置づけることにより、小美玉市らしい独自性のある計画づくりを推進します。

### 視点2 具体的な数値目標の設定により明確な目標をもった計画づくり

- ▶国及び県が掲げる水準や周辺自治体の状況から目指すべき市の目標水準を検討します。
- ▶市の弱み、強みを把握し、重点的に取り組むべきところ、先進的に取り組むべきところについては、積極的な数値目標を設定します。

### 視点3 時代の変化、時代の要請に即した計画づくり

- ▶女性活躍推進法やDV防止法など、本計画に盛り込むべき法改正に加え、こども基本法など、本計画を取り巻く法改正に対応した計画づくりを推進します。
- ▶SDGs※（持続可能な開発目標）に掲げる「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」を踏まえた計画づくりを推進します。

### 視点4 計画の推進に基づく成果の検証を踏まえた計画づくり

- ▶前計画の経過の中で、男女平等意識がどのくらい変わってきているか、その実態を把握するとともに、どのような効果が上がっているかを検証し、計画に反映します。

### 視点5 市民にも、行政（職員）にも、わかりやすい計画づくり

- ▶市民が興味を持って手にとれる柔らかいイメージの概要版の作成など、意識啓発に創意工夫のある計画づくりを推進します。
- ▶簡易な構成、分かりやすい構成を目指し、行政にとっても使いやすい（進行管理や目標の実現が目指しやすい）計画づくりを推進します。

※シビックプライド：(Civic Pride) 都市に対する市民の誇りを指す言葉。権利と義務を持って活動する主体としての市民性という意味。

※SDGs：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

## Ⅱ 計画の背景と小美玉市を取り巻く動向

### 1 社会的背景

#### (1) 国・茨城県の動き

年(元号)	国の動き	茨城県の動き
1975(S50)年	婦人問題企画推進本部設置、婦人問題企画推進会議開催	
1977(S52)年	「国内行動計画」策定、「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置	
1978(S53)年		生活福祉部に「青少年婦人課」を設置、男女共同参画への取組開始
1979(S54)年	「女子差別撤廃条約」署名	
1980(S55)年		
1981(S56)年	「国内行動計画後期重点目標」策定	
1985(S60)年	「女子差別撤廃条約」批准	
1986(S61)年	婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大)、婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987(S62)年	「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	茨城県立婦人教育会館を設置
1988(S63)年	女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議	
1990(H2)年		婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言
1991(H3)年	「育児休業法」の公布	「いばらきローズプラン21」を策定
1993(H5)年	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下、パートタイム労働法)の公布	児童福祉課に「女性青少年室」を設置
1994(H6)年	男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置、女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議	福祉部に「女性青少年課」を設置
1995(H7)年	「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	
1996(H8)年	男女共同参画推進連携会議発足、「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「いばらきハーモニープラン」を策定
1997(H9)年	男女共同参画審議会設置(法律)、「介護保険法」公布	茨城県立婦人教育会館の名称を茨城県女性プラザに改名
1999(H11)年	「男女共同参画社会基本法」公布、施行、「食料・農業・農村基本法」公布、施行	女性青少年課が福祉部から知事室へ組織改編
2000(H12)年	「男女共同参画基本計画」閣議決定	
2001(H13)年	男女共同参画会議及び男女共同参画局設置、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行、第1回男女共同参画週間(以降、毎年実施)、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	「茨城県男女共同参画推進条例」を制定、施行、「茨城県男女共同参画審議会」を設置、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」へ名称の変更
2002(H14)年	アフガニスタン復興支援国際会議(東京開催)	「茨城県男女共同参画基本計画」を策定、「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置
2003(H15)年	「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定、女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議、「少子化社会対策基本法」公布、施行、「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004(H16)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2005(H17)年	「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定、「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設
2006(H18)年	「男女雇用機会均等法」改正、第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催、「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	「茨城県男女共同参画実施計画」を策定
2007(H19)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正、「パートタイム労働法」改正、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「いばらきの快適な社会づくり基本条例」を制定
2009(H21)年	「育児・介護休業法」改正、女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	
2010(H22)年	APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催)、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定、「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」を策定
2011(H23)年		「茨城県男女共同参画基本計画(第2次)」を策定
2013(H25)年	若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成 26 年1月施行)	
2014(H26)年	「パートタイム労働法」改正、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催(以降、毎年開催)	「ウィメンズパワーアップ会議」を設置、「ウィメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ! チャレンジ! いばらきウーマン! ～」の提言書を受ける
2015(H27)年	「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定(以降、毎年策定)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行(翌年、全面施行)「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定、安保理決議 1325 号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2016(H28)年	女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議、「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)」を策定
2017(H29)年	「刑法」改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	
2018(H30)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編、知事室から県民生活環境部へ組織改編



年(元号)	国の動き	茨城県の動き
2019(R元)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	「いばらきパートナーシップ宣誓制度」を施行
2020(R2)年	「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定	「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」を設置。「男女共同参画センター」を「ダイバーシティ推進センター」に改称
2021(R3)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	「茨城県男女共同参画基本計画(第4次)」を策定
2022(R4)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布、「AV出演被害防止・救済法」公布・施行	「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」を制定
2023(R5)年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2024(R6)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	「茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定

## (2) 小美玉市の動き

年(元号)	小美玉市の動き
2002(平成14)年	旧美野里町で美野里町男女共同参画行動計画「花のわプラン」を策定
2004(平成16)年	旧小川町で小川町男女共同参画計画「ハーモニー21」を策定
2006(平成18)年	旧小川町、旧美野里町、旧玉里村が合併し、「小美玉市」として市制を施行 市長公室企画調整課に男女共同参画係を設置
2008(平成20)年	「小美玉市男女共同参画条例」の制定に向けて「小美玉市男女共同参画推進委員会」を設置 「小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年12月に市民2,000人を対象とした「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施 「小美玉市男女共同参画条例」を制定
2009(平成21)年	「小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定ワーキングチーム」を設置
2010(平成22)年	「小美玉市男女共同参画推進計画(いそとどりパレットプラン)」を策定 「女性人材リスト」の募集開始
2013(平成25)年	男女共同参画啓発パンフレットを作成
2014(平成26)年	市民実行委員会による「人生、いそとどり」小美玉上映会の開催 男女共同参画係が市長公室市民協働課へ組織改編、男女共同参画推進係へ係名変更
2015(平成27)年	おみたま男女共同参画推進フォーラム(第1回)の開催
2016(平成28)年	女性活躍推進事業(企業トップセミナー、女性起業・創業セミナー)を開催
2017(平成29)年	小美玉市女性活躍推進フォーラムを開催 「小美玉市女性活躍推進計画」を策定
2018(平成30)年	「小美玉市女性活躍プロジェクトチーム」を設置 女性活躍推進事業(女性のリーダーシップ開発講座、フリマアプリ活用講座、女性のためのマーケティング講座)を開催
2019(令和元)年	「第2次小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年6月に市民2,000人を対象に「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施
2020(令和2)年	「第2次小美玉市男女共同参画推進計画(いそとどりパレットプラン)」を策定
2023(令和5)年	市民協働課男女共同参画推進係が市民生活部へ組織改編
2024(令和6)年	「第3次小美玉市男女共同参画推進計画」策定に向けて「小美玉市男女共同参画審議会」、「小美玉市男女共同参画計画策定委員会」を設置 同年6月に市民2,000人を対象に「小美玉市男女共同参画に関する市民意識調査」を実施

## 2 関連計画

### (1) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日 ※令和5年12月26日一部変更）

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるものです。

<p><b>目指すべき社会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会</li> <li>○男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会</li> <li>○仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会</li> <li>○あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会</li> </ul>
---

政策	施策の基本的方向
I あらゆる分野における女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策・方針決定過程への女性の参画拡大</li> <li>・雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</li> <li>・地域における男女共同参画の推進</li> <li>・科学技術・学術における男女共同参画の推進</li> </ul>
II 安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対するあらゆる暴力の根絶</li> <li>・男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</li> <li>・生涯を通じた健康支援</li> <li>・防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進</li> </ul>
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</li> <li>・教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進</li> <li>・男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献</li> </ul>
IV 推進体制の整備・強化	

### (2) 茨城県男女共同参画基本計画（第4次）（令和3年度～令和7年度）

男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った茨城県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」が策定されました。

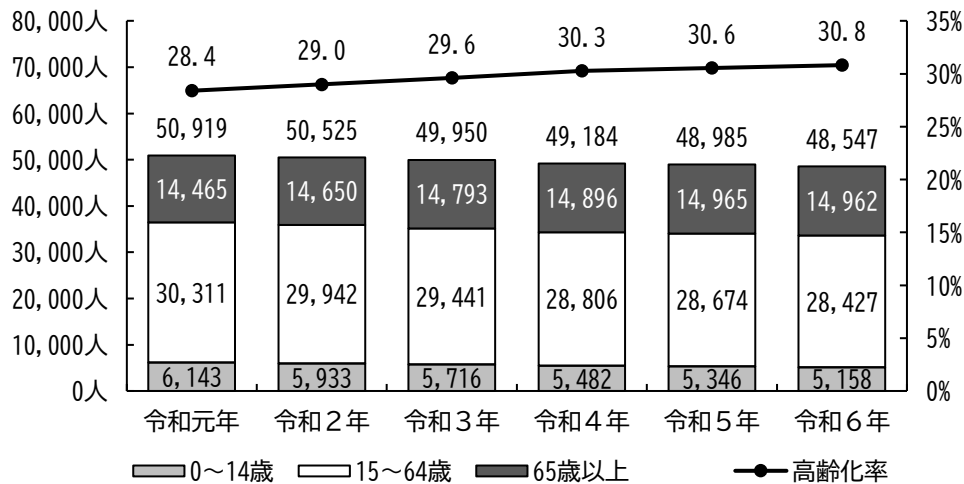
基本目標	施策の方向性
基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策・方針決定過程への女性の参画拡大</li> <li>・雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和</li> <li>・地域・農山漁村における男女共同参画の推進</li> <li>・科学技術・学術における男女共同参画の推進</li> </ul>
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる暴力の根絶</li> <li>・男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備</li> <li>・生涯を通じた健康支援</li> <li>・防災・復興における男女共同参画の推進</li> </ul>
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備</li> <li>・教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進</li> </ul>

### 3 小美玉市の概況

#### ■市の総人口(年齢3区分別人口)、高齢化率

本市の人口は、令和6年4月1日現在で48,547人となっており、令和元年以降の推移をみると、一貫して減少傾向にあります。

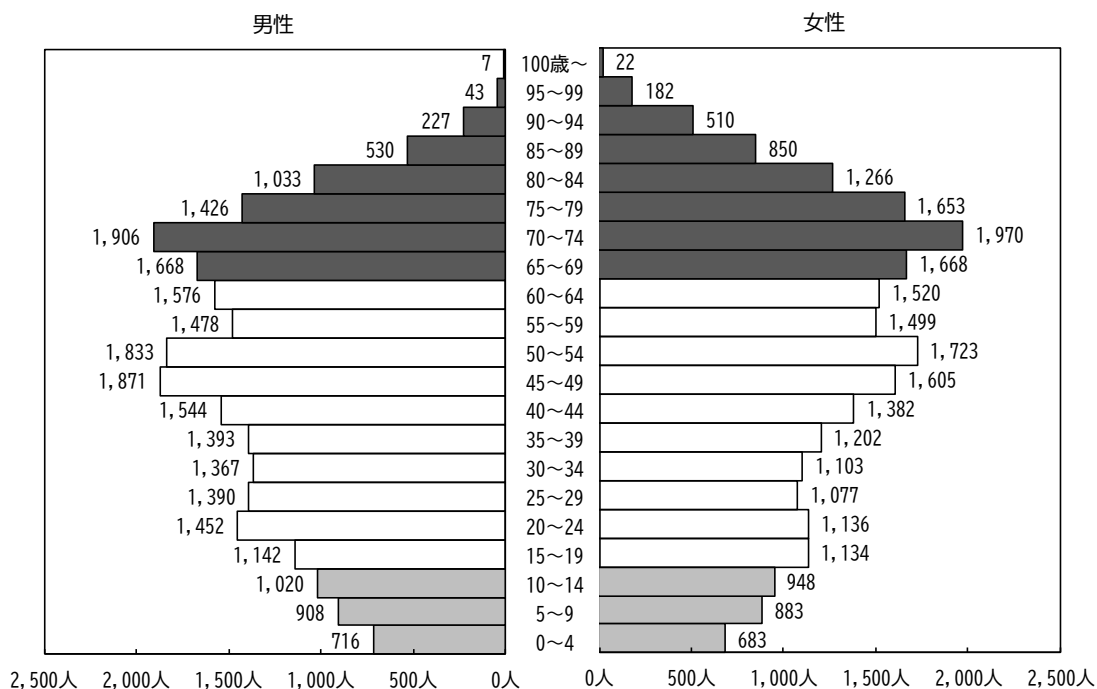
年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加しており、令和6年には14,962人、高齢化率は30.8%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

#### ■男女別年齢5歳階級人口の状況(人口ピラミッド)

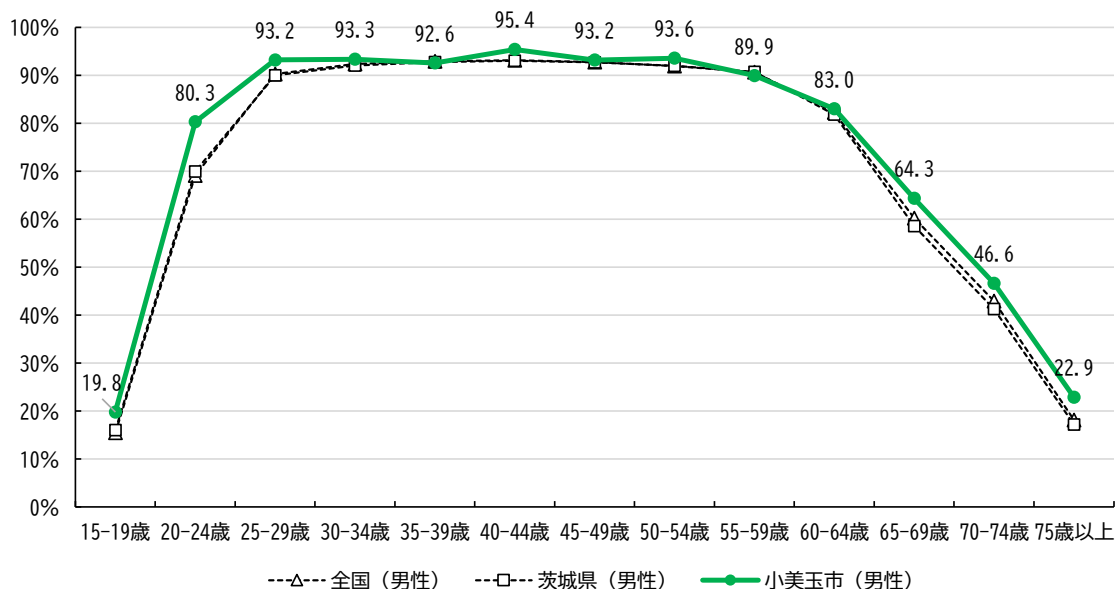
本市の人口ピラミッドをみると、男女ともに70～74歳の人口が最も多くなっています。年代別にみると、概ね60歳代までは男性の人口が多く、70歳以上では女性の人口が多くなっています。



資料:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

## ■国・茨城県・小美玉市の男性の就業率

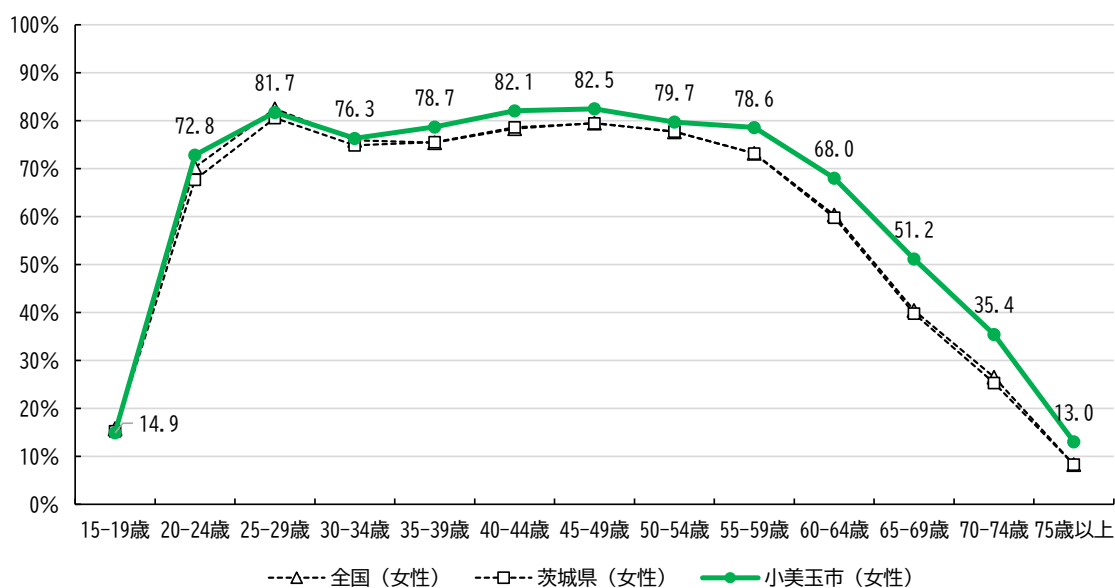
本市の男性の就業率は、20歳以降で80%を超え、25歳から54歳までは90%以上となっています。国、茨城県と比較して、特に20歳-24歳で就業率が高くなっており、10%以上の差があります。若年層と高齢層で大きく下がるアーチ型で推移し、国、茨城県も同様の形となっています。



資料:国勢調査(令和2年)

## ■国・茨城県・小美玉市の女性就業率の推移

本市の女性の就業率は、20歳から59歳まで70%~80%で推移しています。25-29歳で1回目のピークを迎え、30-34歳で減少し、35歳以降再び上昇し45-49歳で2回目のピークとなります。国、茨城県と比較して、ほぼすべての年代で就業率が高くなっているものの、結婚・出産を機に一度下がり、育児が落ち着いた頃に上昇する「M字カーブ」を示しており、国、茨城県も同様の形となっています。



資料:国勢調査(令和2年)

## 4 第2次計画の評価と課題

### (1) 計画の進捗状況評価

第2次小美玉市男女共同参画推進計画では、4つの基本目標に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。計画の進捗管理のため、各担当課における取組・事業の実施状況調査と評価を毎年度実施しており、評価基準は以下の通り設定しています。

取組・事業の実施状況	A：実施した（一部実施も含む）
	B：検討は行ったが実施には至らなかった
	C：検討も実施もしなかった
評価基準	◎：計画以上に達成できた
	○：ほぼ計画通りにできた
	△：計画には及ばなかった ※未実施を含む

各年度の評価に基づき、計画の進捗状況についてとりまとめた結果は次の通りです。

#### ①実施状況

実施状況については、令和3年度以降、90%を上回っており、概ね計画通りの進捗状況となっています。

		A	B	C
令和2年度	取組・事業数	59	6	1
	割合	89.4%	9.1%	1.5%
令和3年度	取組・事業数	59	5	1
	割合	90.8%	7.7%	1.5%
令和4年度	取組・事業数	62	5	1
	割合	91.2%	7.4%	1.4%
令和5年度	取組・事業数	63	5	1
	割合	91.3%	7.2%	1.4%

※組織機構改革及び事務分掌等の見直しに対応し、担当課に変更が生じている場合があるため、取組・事業数は増減します。

## ②取組評価

評価基準	◎：計画以上に達成できた
	○：ほぼ計画通りにできた
	△：計画には及ばなかった ※未実施を含む

### 基本目標Ⅰ わかる・認める「男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する」

基本目標Ⅰでは、令和2年度に「△：計画には及ばなかった」が5つとやや多くなっているものの、その後は1～2つとなっています。令和2年度に「計画には及ばなかった」の評価が多くなった要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市民講座や参集型の研修会、学校行事等が開催できなかったことがあげられます。直近の評価としては、男女共同参画意識の啓発に向けた男性を対象とした講座開催や、地域人材の掘り起こし・活用等が課題となっています。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			計
	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	
<b>基本目標Ⅰ【わかる・認める】</b>													
<b>男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する</b>	1	17	5	0	21	2	1	24	1	0	23	2	計
重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり	0	7	1	0	8	0	0	8	0	0	8	1	計
①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進		4			4			4			4		
②性別による固定的役割分担意識の解消		2			2			2			2		
③男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発		1	1		2			2			2	1	
重点目標2 教育・メディアを通じた意識改革、理解の促進	1	7	3	0	10	1	1	12	1	0	11	1	計
①子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成意識の啓発	1	2	2		4	1		5			5		
②地域における教育・学習機会の充実		4	1		5			5	1		5	1	
③情報活用能力(メディアリテラシー)の向上		1			1		1	2			1		
重点目標3 多文化共生社会の実現への理解促進	0	3	1	0	3	1	0	4	0	0	4	0	計
①国際理解の推進		1	1		1	1		2			2		
②国際交流の推進		2			2			2			2		

注)担当課が複数の場合は総合評価、一部の課で取り組みが進んでいない場合等は個別評価としているため、評価件数に増減があります。

### 基本目標Ⅱ【輝く・活躍】あらゆる分野における女性の活躍を推進する

基本目標Ⅱでは、令和3年度に「△：計画には及ばなかった」が3つとやや多く、令和4～5年度は2つとなっています。「計画には及ばなかった」の評価となったものとしては、農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援、就労環境の改善等があげられており、女性農業者や小規模事業者等の経営の安定化に向けた学習機会の提供や、家族経営協定の必要性に関する理解促進等が課題となっています。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			計
	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	
<b>基本目標Ⅱ【輝く・活躍】</b>													
<b>あらゆる分野における女性の活躍を推進する</b>	0	14	1	0	12	3	0	13	2	0	13	2	計
重点目標1 政策立案・方針決定への男女共同参画	0	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5	0	計
①政策立案・方針決定への男女共同参画の推進		2			2			2			2		
②職員の職域拡大、人材育成		3			3			3			3		
重点目標2 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍	0	9	1	0	7	3	0	8	2	0	8	2	計
①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進		2			2			2			2		
②多様な働き方への支援		4			4			4			4		
③農業・自営業者等への意識啓発		3	1		1	3		2	2		2	2	



### 基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

基本目標Ⅲでは、令和4年度に「△：計画には及ばなかった」が2つとなっており、要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止になっていた障がい者スポーツレクリエーション教室の再開が遅れたことや、DV防止対策の強化に関連して、教職員の研修が開催できなかったことがあげられます。令和5年度には、障がい者スポーツレクリエーション教室を再開し、教職員の研修も実施しており、概ね計画通りの進捗評価となっています。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			計
	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	
<b>基本目標Ⅲ【安心・幸せ】</b>													
<b>生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する</b>	1	24	0	0	25	0	1	24	2	0	25	0	計
重点目標1 安心して暮らせる環境の整備	0	15	0	0	15	0	0	15	1	0	15	0	計
①子育て、介護(高齢者、障がい者等)環境の整備		5			5			5			5		
②高齢者、障がい者、LGBT等が安心して暮らせる環境の整備		4			4			4	1		4		
③男女共同参画の視点に立った防災体制の確立		2			2			2			2		
④地域・社会活動への男女共同参画		4			4			4			4		
重点目標2 心と身体の保護	1	9	0	0	10	0	1	9	1	0	10	0	計
①生涯を通じた健康保持の支援	1	3			4		1	4			4		
②DV防止対策の強化		6			6			5	1		6		

### 基本目標Ⅳ【創る・進める】推進体制を整備する

基本目標Ⅳでは、②市民・事業者・民間団体等との協働のネットワークづくりで「△：計画には及ばなかった」が1つとなっています。男女共同参画に関する取組を行う市民、事業者、民間団体等の掘り起こしや育成、今後の連携・協働に向けた体制づくりが課題になります。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			計
	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	◎	○	△	
<b>基本目標Ⅳ【創る・進める】</b>													
<b>推進体制を整備する</b>	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1	計
重点目標1 推進体制の整備・充実	0	2	1	0	2	1	0	2	1	0	2	1	計
①計画の推進、進行管理体制の整備		1			1			1			1		
②市民・事業者・民間団体等とのネットワークづくり		1	1		1	1		1	1		1	1	

## (2) 目標指標の達成状況

第2次計画では、施策の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、目標指標を設定しています。基本目標別の目標指標の達成状況について、実績を基に以下の通りとりまとめました。

達成状況 の評価	達成:目標値を達成
	未達成(改善):目標値には届かなかったものの、数値は改善 (計画期間中に達成した年度があるものの、直近では目標値に届かなかったものを含む)
	未達成:目標値に届かず数値も悪化、または横ばい

### 基本目標 I わかる・認める「男女共同参画社会の実現に向けて理解を促進する」

基本目標 I では、男女別も含めると8つの目標指標が設定されており、「2 性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合」は女性で目標値を上回ったものの、男性は微増で目標を下回りました。その他の指標についても、概ね改善傾向にあるものの、目標値には届かず、「4 学校教育の場での男女平等の意識」に関しては、男女ともに令和元年の基準値を下回る結果となっています。

目標指標		内容							
1	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男女共同参画社会」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。							
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	女性	19.1%	(5年ごとに実施)				21.0%	23.0%	未達成(改善)
	男性	18.5%					20.3%	23.0%	未達成(改善)
目標指標		内容							
2	性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「男性は仕事、女性は家庭」に「反対する(どちらかといえば反対も含む)」と答えた人の割合の拡大を目指す。							
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	女性	64.4%	(5年ごとに実施)				72.0%	67.0%	達成
	男性	53.3%					56.3%	63.0%	未達成(改善)
目標指標		内容							
3	男女共同参画推進事業の参加者数	男女共同参画推進事業の参加者の拡大を目指す。(レイクエコー講座・男女共同参画研修講座・男女共同参画推進フォーラム等)							
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	(平成30年) 416人	28	216	386	496	-	500人	未達成(改善)	
目標指標		内容							
4	学校教育の場での男女平等の意識	「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合の拡大を目指す。							
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	女性	55.2%	(5年ごとに実施)				48.2%	60.0%	未達成
	男性	61.8%					53.0%	65.0%	未達成



目標指標			内容					
5	「国際交流ひろば」の参加者数		「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数の拡大を目指す。					
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況
	(平成30年) 450人	中止	中止	532	300	—	500人	未達成(改善)

### 基本目標Ⅱ【輝く・活躍】あらゆる分野における女性の活躍を推進する

基本目標Ⅱでは、男女別も含めると7つの目標指標が設定されており、「9 『ワーク・ライフ・バランス』という言葉の周知度」では男女ともに目標値を上回り、「10 農業委員に占める女性の人数」についても目標値を達成しています。一方、「6 地域での役員選挙等で男女が不平等であると思う市民の割合」や「7 市の審議会委員に占める女性の割合」「8 市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合」は目標値を下回っており、引き続き女性の社会参画に対する市民の意識づくりや女性の活躍推進に向けた環境づくりが課題となります。

目標指標			内容					
6	地域での役員選挙等で男女が不平等であると思う市民の割合		「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「役員選挙や運営に男女不平等な扱いがある」と答えた人の割合減を目指す。					
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況
	女性	8.5%	(5年ごとに実施)			9.9%	6.0%	未達成
	男性	7.4%				14.3%	5.0%	未達成
目標指標			内容					
7	市の審議会委員に占める女性の割合		市の審議会委員に占める女性の割合の拡大を目指す。					
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況
	(平成30年) 22.3%	25.7%	26.3%	28.7%	27.6%	—	35.0%	未達成(改善)
目標指標			内容					
8	市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合		市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合の拡大を目指す。					
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況
	25.2%	22.2%	22.8%	20.4%	23.1%	—	30.0%	未達成
目標指標			内容					
9	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度		「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「ワーク・ライフ・バランス」の言葉について、「内容を知っている」と答えた人の割合の拡大を目指す。					
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況
	女性	31.1%	(5年ごとに実施)			42.6%	35.0%	達成
	男性	30.1%				44.2%	35.0%	達成
目標指標			内容					
10	農業委員に占める女性の人数		農業委員に占める女性の人数の拡大を目指す。					
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況
	2人	2人	2人	3人	3人	—	3人	達成

### 基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境を実現する

基本目標Ⅲでは、男女別も含めると9つの目標指標が設定されており、「12 『生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない』と考えている市民の割合」では、男性で目標を達成、女性でも目標値に近い水準となっているものの、それ以外の指標については未達成となっています。

目標指標		内容							
11	「男女が協力し子育て・介護に取り組める支援体制」が充実していないと考えている市民の割合		「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「男女が協力し子育てや介護に取り組める支援体制を整備する」と答えた人の割合減※を目指す。（※割合が減ると施策が推進していると考えられるため）						
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	女性	62.2%	(5年ごとに実施)				62.5%	58.0%	未達成
男性	48.5%					48.8%	42.0%	未達成	
目標指標		内容							
12	「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない」と考えている市民の割合		「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「今後重点的に進めてほしい施策」で「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境の整備」と答えた人の割合減※を目指す。（※割合が減ると施策が推進していると考えられるため）						
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	女性	43.3%	(5年ごとに実施)				38.2%	38.0%	未達成(改善)
男性	40.4%					31.3%	35.0%	達成	
目標指標		内容							
13	女性のがん検診受診者の割合(乳がん)		生涯にわたる女性の健康づくりを推進するための施策として、女性のためのがん予防に重点を置き、女性のがん検診受診率向上を目指す。						
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	21.4%	8.8%	22.7%	18.2%	18.1%	—	25.0%	未達成	
目標指標		内容							
14	女性のがん検診受診者の割合(子宮がん)		生涯にわたる女性の健康づくりを推進するための施策として、女性のためのがん予防に重点を置き、女性のがん検診受診率向上を目指す。						
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	17.4%	8.9%	17.7%	15.4%	13.4%	—	20.0%	未達成	
目標指標		内容							
15	産後の指導・ケアに満足している人の割合		育児不安や産後うつが増加する時期に、安心して育児を行うことができると感じる人の割合の増加を目指す。						
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	89.8%	89.5%	89.5%	89.8%	89.9%	—	91.5%	未達成	
目標指標		内容							
16	DVの相談先を知らない市民の割合		「小美玉市男女共同参画市民意識調査」において、「DVの相談先を知らない」と答えた人の割合減を目指す。						
	基準値 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	目標値 令和6年	達成状況	
	女性	9.6%	(5年ごとに実施)				12.5%	4.0%	未達成
男性	11.8%					13.4%	7.0%	未達成	

※基本目標Ⅳについては、「第2次計画の実施状況の割合」を目標指標に設定し、「計画の進捗管理調査における事業実施の割合増加を目指す。」としているため、P11の「①実施状況」が目標指標の達成状況の評価にあたります。

## 2 基本構想

### 第3次小美玉市男女共同参画推進計画



## II 基本目標

本計画の基本理念を踏まえ、計画の基本目標を以下のように定めます。

### 基本目標Ⅰ わかる・認める



男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり

- 1 男女共同参画に向けた意識づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った学びの推進
- 3 多様性（ダイバーシティ）を尊重したまちづくりの推進 ⇒p24～

### 基本目標Ⅱ 輝く・活躍



誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

- 1 政策・方針決定過程への男女共同参画
- 2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備 ⇒p33～

### 基本目標Ⅲ 安心・幸せ



生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり

- 1 安心して暮らせる環境の整備
- 2 生涯を通じた健康づくりへの支援
- 3 あらゆる暴力の根絶
- 4 地域防災における男女共同参画の推進 ⇒p40～

### 基本目標Ⅳ 創る・進める



男女共同参画の推進に向けた体制づくり

- 1 推進体制の整備・充実 ⇒p51～

### Ⅲ 施策体系

#### 基本目標Ⅰ【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり

##### 重点目標1 男女共同参画に向けた意識づくり

- ①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進
- ②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発
- ③男性に対する男女共同参画意識の啓発

##### 重点目標2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

- ①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実
- ②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実
- ③情報活用能力（メディアリテラシー）の向上

##### 重点目標3 多様性（ダイバーシティ）を尊重したまちづくりの推進

- ①多様性（ダイバーシティ）に関する理解促進
- ②多文化共生社会の実現への理解促進

#### 基本目標Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

##### 重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画

- ①政策・方針決定の場への女性の参画促進
- ②職員の職域拡大、人材育成

##### 重点目標2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- ②多様な働き方への支援
- ③農業・自営業者等への意識啓発
- ④安心して就労できる環境づくり

#### 基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり

##### 重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

- ①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備
- ②地域・社会活動への男女共同参画
- ③男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

##### 重点目標2 生涯を通じた健康づくりへの支援

- ①ライフステージに応じた健康づくりの推進
- ②妊娠・出産等に関する健康支援

##### 重点目標3 あらゆる暴力の根絶

- ①あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり
- ②被害者の保護と支援

##### 重点目標4 地域防災における男女共同参画の推進

- ①男女共同参画の視点に立った防災体制の強化

#### 基本目標Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり

##### 重点目標1 推進体制の整備・充実

- ①計画の推進、進行管理体制の整備
- ②市民・事業者・民間団体等との連携・協働

## **3 基本計画**

### **第3次小美玉市男女共同参画推進計画**

# 基本計画の構成について

基本目標とその方向性  
基本目標ごとの方向性について記載しています。

現状と課題  
重点目標ごとに本市の現状と課題を記載しています。

## 基本目標 I 【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり

男女共同参画社会の形成を、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから実現に向け、意識づくりや啓発等を推進していきます。

### 重点目標 1 男女共同参画に向けた意識づくり

#### ◆現状と課題

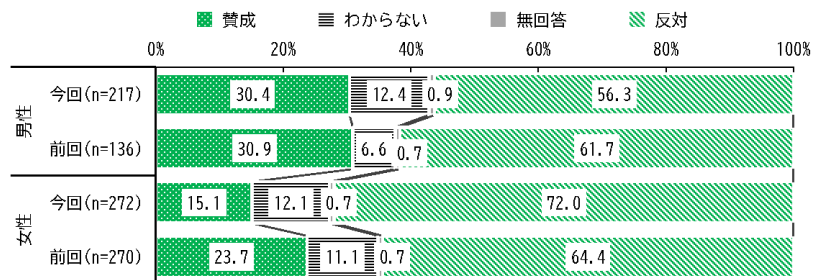
- ◇「小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和6年度）」（以下、「市民意識調査」という）によると、男女の地位が平等になっているかについて、「平等である」の割合は「学校教育の場」が約5割で最も高くなっているものの、その他の分野では「平等である」が4割未満となっており、「学校教育の場」も含め、いずれの分野でも「男性が優遇されている」が「女性が優遇されている」を上回っており、依然として男女における地位の平等感には大きな開きがみられます。
- ◇また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、前回調査（令和元年度）と比較すると、女性で「賛成」の割合が減少し、「反対」が増加している一方、男性では「賛成」の割合が変わらず約3割に対し、「反対」が減少となっており、特に男性の固定的な性別役割分担意識の解消が課題となっています。
- ◇今後も、性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、より効果的な啓発活動を進めるとともに、家庭での家事・育児などに男性が参画する重要性についての意識啓発を促進する必要があります。

■分野別、男女の地位の平等感

	男性が優遇されている	平等である	女性が優遇されている	わからない	無回答
全体(n=495)	14.7	50.3	3.4	29.7	1.8
学校教育の場	41.2	38.6	10.3	9.5	0.4
家庭生活	37.0	34.1	10.5	17.0	1.4
職場	42.6	29.9	11.7	13.1	2.6
自治会やコミュニティなどの地域活動の場	37.0	28.3	4.4	29.1	1.2
社会通念・慣習・しきたり	70.3	14.5	3.4	10.3	1.4
社会全体	68.9	14.1	7.7	8.3	1.0
政治の場	73.9	12.3	1.4	10.9	1.4

※「優遇されている」には、「非常に優遇・どちらかといえば優遇」も含む

■「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



※「賛成・反対」には、「どちらかといえば賛成・反対」も含む

資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)



**施策の方向性**

基本目標・重点目標を実現するための施策の方向性を記載しています。

**施策の方向性 ①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進**

私たち一人ひとりが、人権を尊重し、自立し、活躍できる社会を実現するため、人権や男女共同参画に関する講演会・講習会の開催や、広報紙・ホームページ・SNS<sup>※</sup>等各種媒体を活用し、より多くの市民へ情報を発信することにより、理解促進を図ります。また、小美玉市男女共同参画推進委員会と連携し、情報発信や啓発活動、フォーラムの開催を行うなど、本市の男女共同参画を推進します。

**◆主な施策**

No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	男女共同参画・人権問題についての講演会等の開催、参加促進	男女共同参画に関する意識の向上と理解を深めるため、関係団体との協働によりフォーラムを開催します。また、多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどを活用し、男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、県・近隣自治体主催の講演会、講習会に関する情報提供を行います。	市民協働課 社会福祉課
2	男女共同参画・人権問題に関する情報発信、啓発活動の推進	男女共同参画に関する情報を、広報紙や市ホームページ、SNS等を活用し、意識啓発や情報提供を行います。	市民協働課
		人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。	社会福祉課
3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、活用	国・県の情報収集とともに、他自治体の情報や関連団体の情報収集に努め、収集情報の活用に努めます。	市民協働課 社会福祉課
4	男女共同参画に関するデータの公表	男女共同参画推進計画の進捗状況や国、県等の男女共同参画に関する各種データを市ホームページで公表します。	市民協働課
5	小美玉市男女共同参画推進委員会との連携	小美玉市男女共同参画推進委員会の活動を継続し、行政だけではなく、市民と一体となって地域に密着した啓発など、草の根レベルでのきめ細やかな事業に取り組みます。また、小美玉市男女共同参画推進委員会との連携により、啓発活動やフォーラムの開催、情報発信を行います。	市民協働課

**主な施策**

施策の方向性に合致する主な施策を記載しています。

**目標指標**

基本目標ごとに計画の進捗状況を測るための目標指標を設定しています。

**◆基本目標Ⅰに関する目標指標◆**

目標指標		現状値 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	女性	21.0%	25.0%
	男性	20.3%	25.0%
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	女性	72.0%	75.0%
	男性	56.3%	63.0%
「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合	女性	48.2%	60.0%
	男性	53.0%	65.0%
「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数		(令和5年度) 300人	500人

# 基本目標 I 【わかる・認める】男女共同参画社会の実現に向けた市民の意識づくり

男女共同参画社会の形成を、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところから実現に向け、意識づくりや啓発等を推進していきます。

## 重点目標 1 男女共同参画に向けた意識づくり

### ◆現状と課題

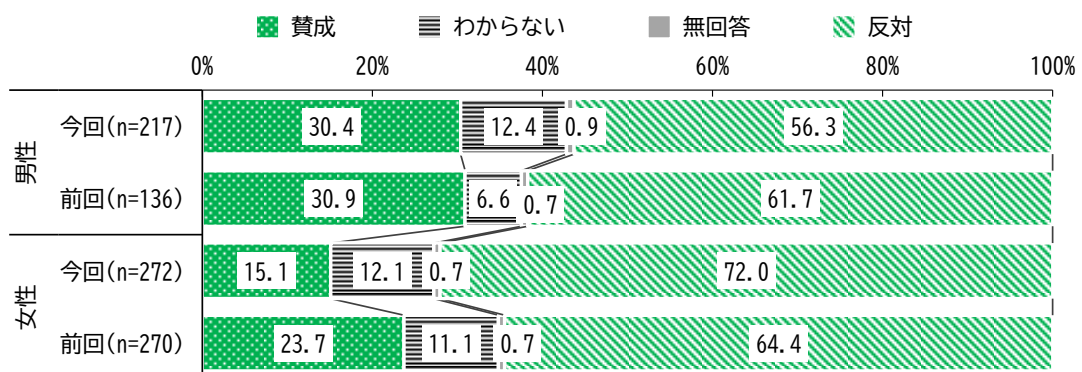
- ◇「小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和 6 年度）」（以下、「市民意識調査」という）によると、男女の地位が平等になっているかについて、「平等である」の割合は「学校教育の場」が約 5 割で最も高くなっているものの、その他の分野では「平等である」が 4 割未満となっており、「学校教育の場」も含め、いずれの分野でも「男性が優遇されている」が「女性が優遇されている」を上回っており、依然として男女における地位の平等感には大きな開きがみられます。
- ◇また、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、前回調査（令和元年度）と比較すると、女性で「賛成」の割合が減少し、「反対」が増加している一方、男性では「賛成」の割合が変わらず約 3 割に対し、「反対」が減少となっており、特に男性の固定的な性別役割分担意識の解消が課題となっています。
- ◇今後も、性別による固定的役割分担意識の解消に向けて、より効果的な啓発活動を進めるとともに、家庭での家事・育児などに男性が参画する重要性についての意識啓発を促進する必要があります。

■分野別、男女の地位の平等感

	男性が優遇されている	平等である	女性が優遇されている	わからない	無回答
全体(n=495)					
学校教育の場	14.7	50.3	3.4	29.7	1.8
家庭生活	41.2	38.6	10.3	9.5	0.4
法律や制度上	37.0	34.1	10.5	17.0	1.4
職場	42.6	29.9	11.7	13.1	2.6
自治会やコミュニティなどの地域活動の場	37.0	28.3	4.4	29.1	1.2
社会通念・慣習・しきたり	70.3	14.5	3.4	10.3	1.4
社会全体	68.9	14.1	7.7	8.3	1.0
政治の場	73.9	12.3	1.4	10.9	1.4

※「優遇されている」には、「非常に優遇・どちらかといえば優遇」も含む

■「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について



※「賛成・反対」には、「どちらかといえば賛成・反対」も含む

資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和 6 年度）

## 施策の方向性 ①男女共同参画・人権問題に関する啓発活動の推進

私たち一人ひとりが、人権を尊重し、自立し、活躍できる社会を実現するため、人権や男女共同参画に関する講演会・講習会の開催や、広報紙・ホームページ・SNS※等各種媒体を活用し、より多くの市民へ情報を発信することにより、理解促進を図ります。また、小美玉市男女共同参画推進委員会と連携し、情報発信や啓発活動、フォーラムの開催を行うなど、本市の男女共同参画を推進します。

### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
1	男女共同参画・人権問題についての講演会等の開催、参加促進	男女共同参画に関する意識の向上と理解を深めるため、関係団体との協働によりフォーラムを開催します。また、多くの市民が参加する催しや、地域のイベントなどを活用し、男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、県・近隣自治体主催の講演会、講習会に関する情報提供を行います。	市民協働課 社会福祉課
2	男女共同参画・人権問題に関する情報発信、啓発活動の推進	男女共同参画に関する情報を、広報紙や市ホームページ、SNS等を活用し、意識啓発や情報提供を行います。	市民協働課
		人権問題に関する啓発ポスターの掲示やパンフレットの配布、人権相談所の開設等の情報提供を行います。	社会福祉課
3	男女共同参画・人権問題についての資料収集、活用	国・県の情報収集とともに、他自治体の情報や関連団体の情報収集に努め、収集情報の活用に努めます。	市民協働課 社会福祉課
4	男女共同参画に関するデータの公表	男女共同参画推進計画の進捗状況や国、県等の男女共同参画に関する各種データを市ホームページで公表します。	市民協働課
5	小美玉市男女共同参画推進委員会との連携	小美玉市男女共同参画推進委員会の活動を継続し、行政だけではなく、市民と一体となって地域に密着した啓発など、草の根レベルでのきめ細やかな事業に取り組みます。また、小美玉市男女共同参画推進委員会との連携により、啓発活動やフォーラムの開催、情報発信を行います。	市民協働課

※SNS/ソーシャル・ネットワーキング・サービス：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。

## 施策の方向性 ②固定的性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

固定的な性別役割分担意識の解消に向け、幅広い世代に対して様々な機会や媒体を通じ、意識啓発や情報提供に努めます。また、各種法制度の周知や相談体制の充実を図ります。

### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
6	固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直し	広報紙、市ホームページによる情報発信、リーフレットの配布等により、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行の解消に向けた啓発と情報提供を行います。	市民協働課
7	法制度の周知	働く場における男女共同参画の推進に関わる法制度(労働者としての権利の行使)を周知するため、パンフレットを配布します。	商工観光課
		女性活躍推進法に関する情報の周知に努めます。	市民協働課
8	就労に関する相談体制の整備	よりきめ細やかな相談業務が行えるよう、関係機関との連携を強化します。また、相談者の利便性を考慮し、引き続き、窓口の一本化を図ります。	商工観光課 農政課

## 施策の方向性 ③男性に対する男女共同参画意識の啓発

男性が家事や育児、介護などに自ら参画していくよう、市民の意識変革に向けた情報発信・意識啓発を図ります。また、各種講座のテーマや開催日時等を工夫し、男女がともに参加しやすい学習機会の提供に努めます。

### ◇主な施策

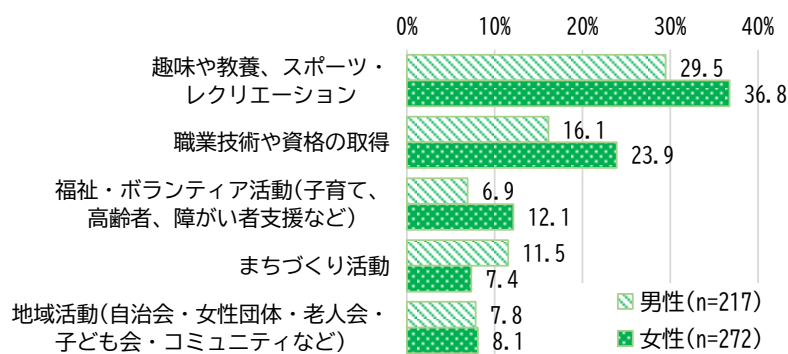
No.	施策	施策の内容	主な担当課
9	男性に向けた男女共同参画意識の啓発	家庭生活等への男性の参画を促進するため広報・啓発に努めるとともに、国や県で実施する男性を対象とした講座等の情報収集及び周知を行います。	市民協働課
10	男性のための料理教室等の開催	男性も家事が担えるよう、調理など生活技術の取得について学ぶ機会を提供します。	健康増進課

## 重点目標2 男女共同参画の視点に立った学びの推進

### ◆現状と課題

- ◇学校教育の場において、人権教室の開催やキャリア教育など、次代を担う子ども達が男女共同参画や人権尊重の意識を育み、性別にとらわれることなく、可能性を広げるための教育を実施しています。地域においても男女共同参画推進について市民が主体的に学べるよう、市民ニーズに合った講座等の提供が求められています。
- ◇「市民意識調査」によると、男女共同参画社会の実現に向けて重点をおいてほしい施策として「学校教育や生涯学習の場で、男女共同参画の理解を進めるための学習を充実する」が2割台半ばとなっており、約4人に1人が回答しています。また、今後、参加したいと思う仕事以外の活動として、「趣味や教養、スポーツ・レクリエーション」「職業技術や資格の取得」などが上位にあげられており、特に女性で社会活動への参加意向が高い結果となっています。
- ◇昨今、めまぐるしく発展を続ける情報化社会の中で、中高生の多くがスマートフォンを所持する等、インターネットが子ども達にとってより身近となり、SNS上でのいじめ・人権侵害なども発生しています。子ども達に、学校や家庭で情報モラルや適切なインターネット利用などについての教育の充実を図り、いじめや人権侵害等を抑制する対策を強化する必要があります。また、保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を進めていくことが必要です。

■今後、参加したい社会活動（上位5項目）

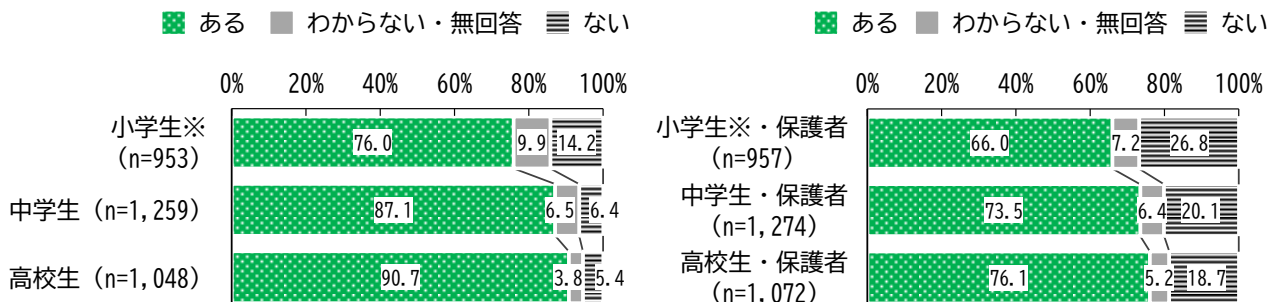


資料:小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

■青少年のインターネットに関する啓発や学習の経験（学校種別／令和5年度）

□小学校～高校の児童生徒

□小学校～高校の児童生徒の保護者



資料:令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査(こども家庭庁)



## 施策の方向性 ①子どもの頃からの男女共同参画の意識を高める教育・学習機会の充実

幼児期から継続して、人権や男女平等についての正しい理解と認識が身につくような教育を進めるとともに、教職員等への研修の充実を図ります。また、子ども達の個性や能力を大切にし、これからの時代に求められる資質・能力を身につける学校教育を推進します。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
11	男女共同参画の視点に立った進路指導の実施	性別という枠を越えて、児童生徒の個性や能力を重視し、可能性を広げるための教育を推進します。	教育指導課
12	幼児教育、学校教育における人権教育の推進	幼少期から男女共同参画や人権尊重に対する正しい認識を身につけ、それにのっとった行動が取れるよう、小・中学校、高等学校などで人権擁護委員による人権教室を開催します。 中学生を対象に、人権に関する作文等の募集を行い、人権に関する理解と意識の高揚を図ります。	社会福祉課 教育指導課
13	男女平等意識に基づいた教育・学習環境の見直し	男女混合名簿の活用、性別による色分け、グループ分け、並び方の見直し等を行います。 ジェンダーを無意識のうちに児童生徒に植えつけてしまわないように学習環境を見直します。	教育指導課
14	保育士、教職員への学習・研修機会の充実	人権教育に関する効果的な指導方法や理解を深めるための研修会を開催します。	教育指導課
15	児童生徒の資質・能力育成	児童生徒が学習内容を深く理解し、資質・能力を身につけ、生涯にわたってアクティブに学び続けるような授業づくりをしていきます。	教育指導課

## 施策の方向性 ②男女共同参画の視点に立った生涯学習の充実

身近な地域で講座を受けることができる機会や、より多くの市民が参加しやすいよう、日時・開催場所に配慮し、対話形式・グループワークなどを取り入れた研修会・講習会を提供します。また、保護者や家族を対象にした講習会等の開催やパンフレット配布など情報提供に努めます。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
16	地域における男女共同参画を推進するための研修会・講習会の充実	行政区や各種団体等に対し、要望に応じて人権教育に関する出前講座等を実施します。	社会福祉課
		実施にあたっては、対話形式やグループワーク等の手法を取り入れ、参加者と地域のつながりに関心を深めるとともに、参加者の主体性を活かした講座の充実を図ります。	市民協働課
17	意見交換会の開催	市政への女性の参画意識を高めるため、女性団体と市長との情報交換や意見交換会(女性サロン)などを開催します。	市民協働課 秘書課
18	生涯学習人材バンクの活用	生涯学習人材バンクの周知・利活用に努めます。	生涯学習課

No.	施策	施策の内容	主な担当課
19	学習機会の充実と環境整備	対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、また託児所の開設など、より多くの市民が参加できるように配慮します。また、平日の参加が難しい男性や、交通手段がなく参加が難しい高齢者等を考慮し、より多くの市民が参加できるように対象に応じて参加しやすい曜日や時間帯、開催場所を配慮します。	生涯学習課
20	研修会・講習会に関する情報提供	広報紙や市ホームページ、SNS 等を活用し、積極的に市民への情報提供を行います。	市民協働課
21	広報、啓発活動の推進	保護者や家族に、「家事、育児、介護は女性が担うもの」という意識を改革し、男性が家事に積極的に関わっていくことを促進するための広報活動を展開します。	生涯学習課
22	授業参観、懇談会等、教育現場の行事の開催日時の見直し	平日の日中に学校行事に参加することが難しい保護者を考慮し、より多くの人に参加できるように開催日時に配慮します。	教育指導課

### 施策の方向性 ③情報活用能力（メディアリテラシー）の向上

市民が目にする広報や広告などに、男女共同参画や人権の視点を取り入れるよう、企業や団体に働きかけるとともに、市民が主体的に正しくメディアを選択・理解し、自ら発信する能力の向上を促進するための学習機会を提供します。また、子ども達が情報モラルを守り、インターネット等を適切に活用できるよう、学校での情報教育の充実を図ります。加えて、学校・家庭・地域が連携して、子ども達を有害情報や犯罪から守れるよう啓発活動を実施します。

#### ◆主な施策

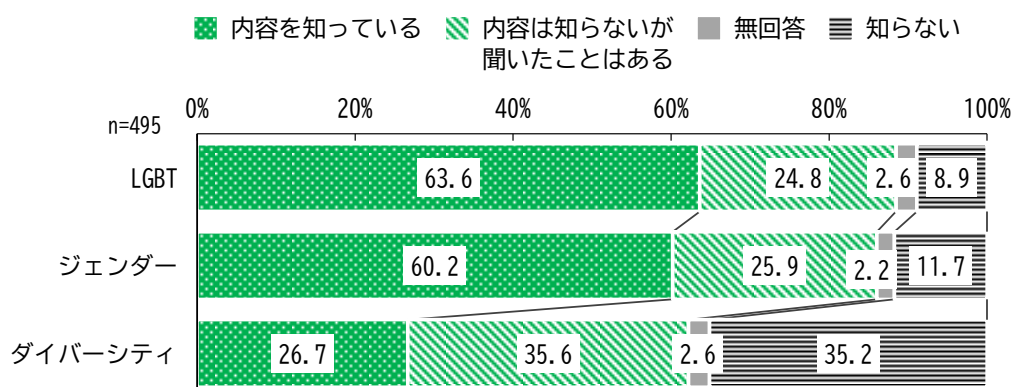
No.	施策	施策の内容	主な担当課
23	男女共同参画の視点に立った指針（ガイドライン）の導入	企業や団体から学校に配布される広報物等を男女共同参画の視点で確認し、適切に掲示や家庭への配布を行います。	教育指導課
24	生涯学習の場におけるメディアリテラシー教育の拡充	スマートフォン講座等を通じ、市民の情報活用能力の向上に努めます。また、市民一人ひとりが、メディアからの情報を主体的かつ客観的に読み解き、改善すべきものに対して積極的に声を上げられるよう、学習の場を提供します。	生涯学習課
25	学校における ICT 教育の推進	発展を続ける情報化社会の中でも主体的に適応できるよう、学習活動の中で ICT 機器の活用を推進し、協働的、双方向的なより充実した授業を展開することで、児童生徒の情報活用能力の更なる向上を図ります。	教育指導課
26	青少年のメディアリテラシーの向上	情報モラルを守り、インターネットを適切に利用するなど、学校教育における情報教育の充実を図ります。また、子ども達を取り巻くインターネット上の有害情報の危険性などを知らせるため、PTA や保護者、青少年育成団体等を対象に研修会や啓発活動を行います。	教育指導課 生涯学習課

## 重点目標3 多様性（ダイバーシティ※）を尊重したまちづくりの推進

### ◆現状と課題

- ◇みんなが自分らしく幸せに暮らせるまちを実現するためには、市民一人ひとりが人権を尊重し、性別、世代、国籍、価値観やライフスタイルなど、それぞれの多様性を互いに認め合うことが求められます。子どもから大人まで、あらゆる世代に対して多様な考え方や価値観を理解するための意識啓発や学びの機会の提供などを通じ、多様性を尊重したまちづくりを推進していく必要があります。
- ◇「市民意識調査」によると、男女共同参画に関する言葉や用語について、「LGBT」や「ジェンダー」、「ダイバーシティ」では「内容を知っている」の割合が前回調査から大きく増加しており、多様性に関する理解は着実に進んでいます。
- ◇令和5年には、「性的志向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。同法では、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現」することが目的として掲げられており、本市においても、性の多様性に関する理解促進に向けた取組を推進していく必要があります。
- ◇多文化共生社会の実現に向けては、学校教育の場で国際理解教育を行っているほか、姉妹都市や友好都市との相互交流や国際ひろばの開催等、市民ボランティア組織等に支えられながら多様な国際交流を実施しています。また、茨城空港の開港以降、外国人観光客が増加し、国際化も進展していることから、文化や習慣の違いを理解し、受け入れる意識づくりが必要です。
- ◇引き続き、国際社会における男女共同参画に関する情報や国際交流に関する情報の収集・提供を行うとともに、国際交流に向けた行政サービスの充実に努める必要があります。また、活動団体の支援や市民ボランティアの育成・支援、外国人住民との交流をさらに進め、多文化共生について市民の理解を深めていく必要があります。

■男女共同参画に関する言葉・用語の認知度



資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

※ダイバーシティ：「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。



## 施策の方向性 ①多様性（ダイバーシティ）に関する理解促進

性別や年齢、国籍、障がいの有無、性自認などにとらわれることなく、誰もが個性と能力を発揮できる社会づくりに向け、多様性（ダイバーシティ）を尊重したまちづくりを推進します。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
27	多様性（ダイバーシティ）を認め合うまちづくりに向けた広報・啓発活動の推進	一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる地域社会の実現に向け、広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進するとともに、「茨城県ダイバーシティ推進センター『ぼらりす』」との連携により、各種講座やイベント等の情報発信を行います。	市民協働課
28	障がい等への理解を広める広報・啓発活動の推進	障がい等への理解促進と共生社会の実現に向け、広報紙やホームページ、パンフレット等の多様な広報媒体を活用して、広報・啓発活動を推進します。	社会福祉課
29	性の多様性に関する理解促進	性的マイノリティの当事者やその家族、また企業や学校等で当事者に接する方などが抱えている悩みや不安を解消するために開設された「茨城県性的マイノリティに関する相談室」などの情報を提供します。	市民協働課

## ◆施策の方向性 ②多文化共生社会の実現への理解促進

将来、子ども達が世界で活躍できるよう、学校における国際理解教育の充実を図るとともに、外国の人が暮らしやすい環境づくりに向け、各種媒体による情報発信・情報提供のほか、在留外国人の行政手続きをスムーズにするため、翻訳ツールを窓口を設置します。また、異文化交流の場の提供等を図るとともに、姉妹都市・友好都市との交流推進、国際交流関連団体への活動支援に努めます。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
30	学校での国際理解教育の充実	次の世代を担う児童生徒が男女共同参画に関する国際的なルール・基準を身につけ、それに基づいて行動できるよう、学校教育における教育内容を充実させます。	教育指導課
31	ALT（外国人指導助手）の配置	市内幼・小・中学校等に ALT を配置し、指導担当教員とのチーム・ティーチングを効果的に行うことにより、小学校外国語活動や小・中学校英語教育の充実を図ります。	教育指導課
32	外国人が暮らしやすい環境づくり	県のパンフレットやチラシ等を窓口を設置し、外国人に対し情報発信を行います。	市民協働課
		在留外国人の各種行政手続きをスムーズに行えるよう、窓口で翻訳ツールを設置します。	行革デジタル推進課

No.	施策	施策の内容	主な担当課
33	異文化理解の促進	より多くの市民が国際交流イベントに参加できるよう、国際交流に関する情報収集に努め、チラシや SNS 等を通して情報提供を積極的に行います。また、「国際交流ひろば」等の交流イベントを開催し、市民と外国人が互いに文化や生活習慣などを学び、交流できる場を提供します。	市民協働課
34	姉妹都市・友好都市との交流の推進	姉妹都市・友好都市との交流を実施し、多様な価値観に接し、広い視野を持つための事業を推進します。	市民協働課
35	国際交流関連団体への活動支援	国際交流関連団体の活動を支援し、体制を強化します。	市民協働課

#### ◇基本目標 I に関する目標指標◇

目標指標		現状値 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	女性	21.0%	25.0%
	男性	20.3%	25.0%
性別による固定的役割分担意識を持たない市民の割合	女性	72.0%	75.0%
	男性	56.3%	63.0%
「学校教育の場」で男女の地位が「平等」になっていると答えた人の割合	女性	48.2%	60.0%
	男性	53.0%	65.0%
「国際交流ひろば」等の交流イベントの参加者数		(令和5年度) 300人	500人

## 基本目標Ⅱ【輝く・活躍】誰もがあらゆる分野で活躍できる社会づくり

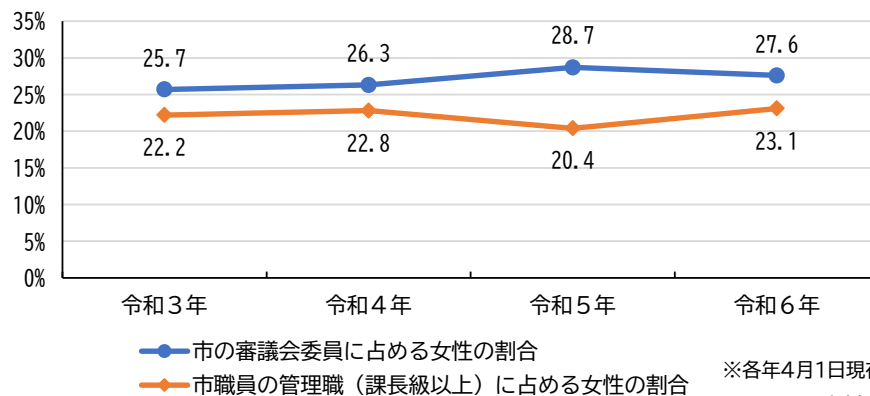
多様な視点でバランスのとれた行政運営ができるよう、男女の社会参画の推進を図ります。  
また、誰もがあらゆる分野で多様に活躍できるよう、仕事と生活の調和の推進に努めます。

### 重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画

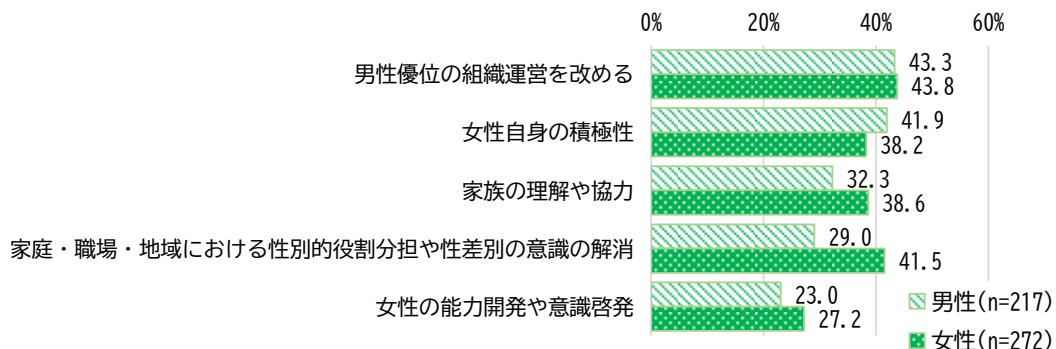
#### ◆現状と課題

- ◇政策・方針決定過程への男女共同参画に向けては、各分野の代表者に男性が多いことから、本市でも審議会の構成比率の配慮や職員の個々の能力に応じた人事配置の実施、講習会の参加促進など、全庁的に意識づけをし、女性の社会参画推進のための環境づくりを推進しています。
- ◇しかし、政策や方針決定の過程にかかわる女性の割合は依然として少ない状況にあり、審議会等や市議会議員で活躍している女性の割合は横ばいの状況となっています。
- ◇「市民意識調査」によると、自治会長、審議会委員や議員等に就く女性が増えるために必要なこととして、男女ともに「男性優位の組織運営を改める」の割合が最も高く、男性では「女性自身の積極性」、女性では「家庭・職場・地域における性別的役割分担や性差別の意識の解消」「家族の理解や協力」などが上位にあげられています。
- ◇誰もがあらゆる分野で活躍する社会の実現に向けては、職場や地域における男性中心の組織運営を変革していくための環境づくりとともに、多様な人材とリーダーが活躍する仕組みづくりに取り組んでいく必要があります。

■市の審議会委員及び市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合



■自治会長、審議会委員や議員等に就く女性が増えるために必要なこと（上位5項目）



資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

## 施策の方向性 ①政策・方針決定の場への女性の参画促進

政策立案や方針決定の場である審議会や委員会等において、一方の性に偏らない構成となるよう啓発するとともに、男女共同参画に関わる地域人材の育成に努めます。また、女性の社会参画を促進するために、広報紙やホームページを活用した広報活動やパンフレットを配布するなど啓発を行い、市民の意識づくりに努めます。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
36	女性委員の登用推進	国の調査対象となっている審議会等における女性委員数の調査を行い、女性委員比率の把握に努めるとともに、各種審議会・委員会等における女性の参画の積極的な推進を図ります。 社会のあらゆる分野への女性の登用を促進するため、「女性人材リスト」の充実に努め、各種審議会・委員会等の委員の人材情報として活用を呼びかけます。	市民協働課 関係各課
37	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	女性の社会参画拡大を促進するため、広報紙、市ホームページによる情報発信、リーフレット等の配布を行い、広報・啓発に努めます。	市民協働課

## 施策の方向性 ②職員の職域拡大、人材育成

女性職員の職域拡大を図るとともに、働きやすい労働環境を整備し、多様な人材を活用した配置を行います。また、各種研修等への職員の参加を促進し、人材育成に努めます。

### ◆主な施策

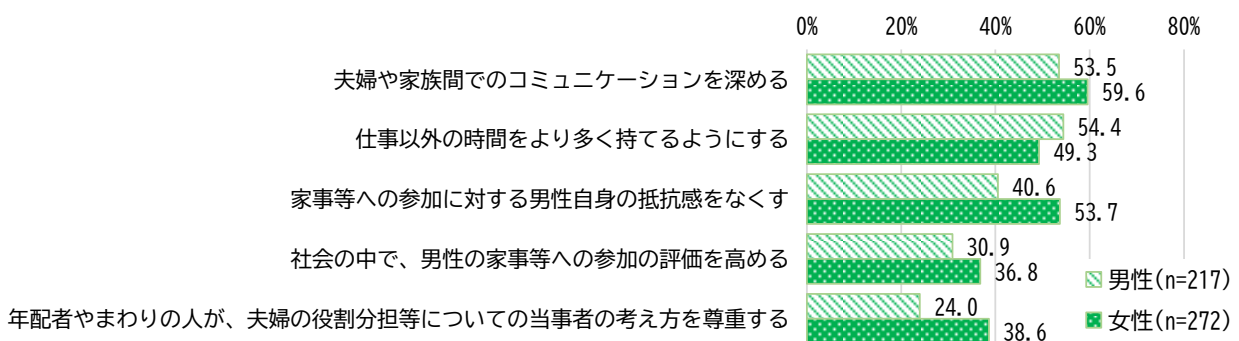
No.	施策	施策の内容	主な担当課
38	職員の職域拡大	一方の性に偏った職員の配属が行われないうよう、女性職員の職域を拡大します。また、女性がどこの部署でも働きやすいよう、労働環境の見直しを行います。	人事課
39	職員の人材育成	地域的課題、現代的課題を把握し、社会情勢の変化に対応できるよう、庁内外の研修への参加を促進します。	人事課

## 重点目標2 仕事と生活の調和が図れる環境の整備

### ◆現状と課題

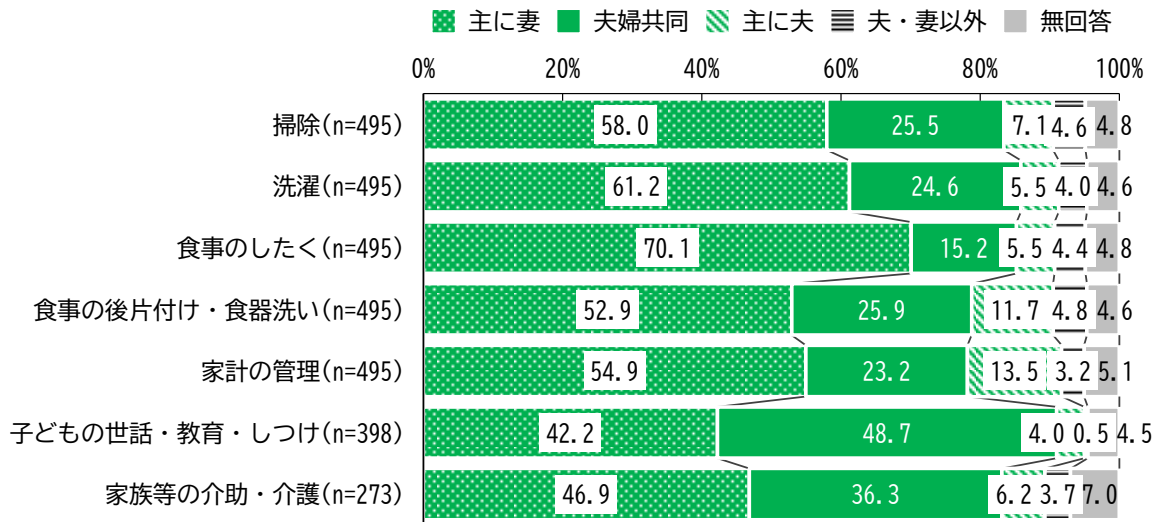
- ◇男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに理想とする生き方、働き方を実現できること、仕事と家事・育児等のバランスが取れた生活を送ることができる環境の整備が必要です。
- ◇「市民意識調査」によると、男女がともに家事等に積極的に参加していくために必要なこととして、男性では「仕事以外の時間をより多く持てるようにする」、女性では「夫婦や家族間でのコミュニケーションを深める」「家事等への参加に対する男性自身の抵抗感をなくす」などの割合が高くなっており、男性では長時間労働の慣行といった働き方の問題、女性では固定的な性別役割分担意識の解消が課題であるという意識が読み取れる結果となっています。また、家庭の仕事の主な担い手については、総じて「主に妻」の割合が高く、依然として家庭における女性の負担が大きい状況が明らかとなっています。
- ◇一方、女性が働き続けるために特に必要なこととしては、「男女ともに育児・介護休業が取得しやすい職場環境」の割合が最も高く、「保育サービス等の充実」「働く女性への家族や周囲の理解・協力」「在宅勤務やフレックスタイムなど、柔軟な働き方の普及」などが上位にあげられており、職場環境の改善に向けた啓発や多様な柔軟な働き方の普及に加え、女性に偏りがちな家事・育児等を男女がともに担えるよう、子育て支援の充実や意識啓発を図っていくことが求められます。
- ◇また、本市にとって農業は重要な産業となっていますが、総農家数等は減少傾向にあり、農業従事者の高齢化、後継者不足等が課題となっています。国勢調査によると農業従事者の4割以上は女性が占めていることから、今後とも、農業後継者の交流会等の開催や、農業の担い手確保・育成の取組を推進するとともに、女性の農業従事者が仕事・生活のバランスを取りやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ◇さらに、農業従事者だけではなく、自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大し、女性の労働に対する理解を深めるための講習会を開催するなど、広報活動を展開します。
- ◇誰もが安心して働くことのできる環境づくりのため、ハラスメントの防止についても意識啓発を図っていく必要があります。「市民意識調査」では、女性で約4割、男性でも2割弱の人が何らかのハラスメントを受けた経験があるとしており、男女ともに7割以上が職場での経験であると回答しています。

#### ■男女ともに積極的に家事等に参加していくために必要なこと（上位5項目）



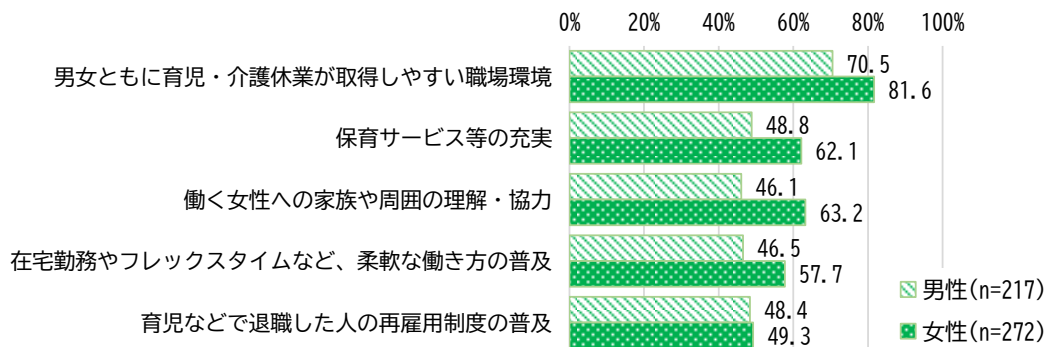
資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

### ■家庭の仕事の主な担い手

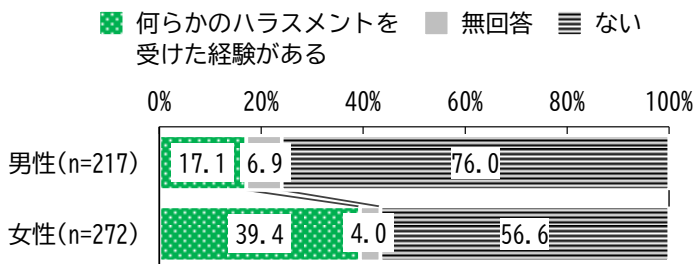


※「子どもの世話・教育・しつけ」「家族等の介助・介護」は「該当しない」を除く集計

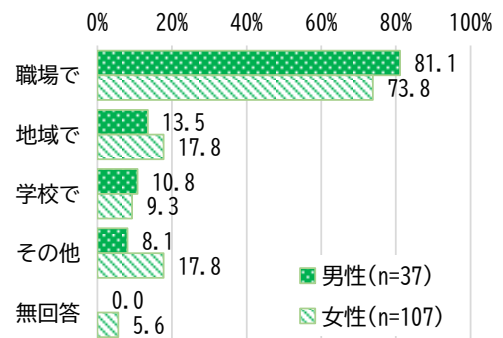
### ■女性が働き続けるために特に必要なこと (上位5項目)



### ■ハラスメントの経験の有無



### ■ハラスメントを受けた場



資料:小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)



## 施策の方向性 ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）の推進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、市内事業者に向けた働き方改革や労働環境の改善に関する情報発信、啓発に努めます。また、女性が活躍できる働き方の実現に向け、女性活躍推進に取り組む市内企業と連携し、講座やセミナーを開催します。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
40	事業者に向けた啓発活動の推進	年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮等、労働者が健康を維持し、仕事と家庭や地域生活とのバランスをとれるよう、事業者を対象にパンフレット・リーフレットやホームページを活用した広報・啓発活動を行います。	商工観光課
41	働き方改革に向けた啓発	企業の働き方改革を促進するため、パンフレット配布等の啓発活動を展開します。	商工観光課
42	女性活躍推進の情報発信	パンフレットやホームページ等を活用し、女性活躍推進に関する情報発信を行います。	市民協働課
43	各種セミナーの開催	男女がともに、仕事と家庭・育児などの両立が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性のキャリアアップに関するセミナー等を開催します。	市民協働課

## 施策の方向性 ②多様な働き方への支援

事業者や労働者に向けて、就労に関する法制度についての講習会の実施やパンフレットの配布など周知活動を推進します。また、働く女性を支援するための講習会を実施するとともに、起業など多様な就労への支援や相談を行います。さらに、市内在住者を採用する事業所等への支援を行うとともに、働く意欲のある人が多様な働き方ができるよう、就労支援に取り組みます。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
44	就労に関する法制度の周知	多様な就労形態を労働者が選択できるよう、事業者や労働者を対象とした講習会等や法制度を周知するためのパンフレットを配布します。	商工観光課
45	県や関連機関が主催する講習会の情報提供	関連機関と連携をとりながら、県やハローワーク等が主催する講習会について、情報を収集し、市民への情報提供を積極的に行います。	商工観光課
46	女性の起業に向けた支援	女性の起業・創業を促進するため、関係機関と連携し、セミナーや講座の開催、情報提供に努めます。	商工観光課 市民協働課
47	新しい就労形態への支援策の展開	SOHO、コミュニティ・ビジネス等、新しい就労形態についてのセミナーや講習会等の情報提供、起業に向けた相談を行います。	商工観光課
48	人材育成を図る企業への支援	市内で新規に起業し、事務所や事業所を新設・増設する方が一定の条件で市内在住者を採用する場合に支援を行います。	商工観光課

※ワーク・ライフ・バランス/仕事と生活の調和：やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現すること。



No.	施策	施策の内容	主な担当課
49	高齢者の就労支援	高齢者が培ってきた経験や知識技術などを地域社会で発揮して働く場のひとつであるシルバー人材センターに対して、活動援助をします。	介護福祉課
50	障がい者の就労環境の整備	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)」に基づき、本市において障がい者雇用の推進するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、民間企業に対し障がい者雇用の促進について理解・協力を求めています。	社会福祉課

### 施策の方向性 ③農業・自営業者等への意識啓発

家族経営協定<sup>\*</sup>事業の周知を行うとともに、農業や自営業に携わる女性に対し、経営に関する講習会や情報提供に努め、経営や方針決定への参画を促進します。また、農業や自営業等に従事する女性同士の情報交換や交流機会を提供します。

#### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
51	経営や方針決定への参画促進	小規模事業者等が安定した経営が出来るよう、商工会と連携を図り融資制度等の情報を提供します。	商工観光課
		農業や自営業等に従事する女性の経営や方針決定への参画機会を拡大するよう、女性の労働に対する理解を深めるための講習会等の情報提供及び相談等を行います。	農政課
52	農業や自営業等に従事する女性のネットワークづくり	農業に従事する女性同士が情報交換をできるように情報提供等を行うとともに、交流の場の提供に努めます。	農政課
53	農業や自営業等に携わる女性を対象とした学習支援	農業に従事する女性同士が安定した経営が図られるよう情報提供等を行うとともに、学習の場の提供に努めます。	農政課
		経営課題の把握や解決方法について学び、社会情勢の変化に対応できる人材の育成を目的とした講習会等の情報発信を行います。	商工観光課
54	農業や自営業等に携わる女性の就労環境の改善	休日の意識づけや健康管理等、農業に従事する女性の就労環境の改善に向け、家族経営協定の遵守を啓発するとともに、情報提供等を行います。	農業委員会 農政課
55	農業委員への女性登用の働きかけ	農業委員に女性を登用する意義を啓発するため、各種団体に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を行います。	農業委員会
56	女性人材情報の収集と提供	優れた知識、技能、経験等を持つ女性の人材情報を収集し、各種団体に対して情報を提供します。	農業委員会 農政課

<sup>\*</sup>家族経営協定：経営内において家族一人一人の役割と責任を明確にし、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりを実現するため、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

## 施策の方向性 ④安心して就労できる環境づくり

安心して就労できる環境づくりに向け、ハラスメントの防止に向けた普及啓発に取り組むとともに、性別にかかわらず、誰もが働きながら育児や家事等に参画できるよう、男性の育児休業等の取得推進を図ります。

### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
57	市民や事業者に向けたハラスメント防止の普及啓発	市のホームページやパンフレット等の広報媒体を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等に対する意識啓発を行います。	商工観光課 市民協働課
58	ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等の実施に努めます。	人事課
59	男性の育児休業等取得の推進	男性が無理なく家事や育児等に参画していくための環境を整備していきます。	人事課

### ◇基本目標Ⅱに関する目標指標◇

目標指標		現状値 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
市の審議会委員に占める女性の割合		27.6%	35.0%
市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合		23.1%	30.0%
「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の周知度	女性	42.6%	50.0%
	男性	44.2%	50.0%
市役所の男性職員の育児休暇取得率		(令和5年度) 43.8%	85.0%
農業委員に占める女性の人数		3人	4人

## 基本目標Ⅲ【安心・幸せ】生涯を通じ一人ひとりが幸せに暮らせる環境づくり

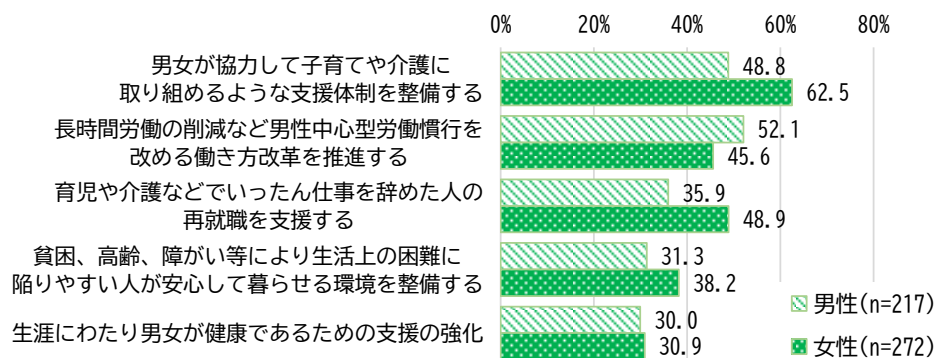
誰もが生涯にわたり、心身ともに安心して健康に暮らすことができる環境の整備に努めます。  
また、あらゆる人権侵害・暴力の根絶に向け、関係機関との連携を強化し、支援体制を整えます。

### 重点目標1 安心して暮らせる環境の整備

#### ◆現状と課題

- ◇本市では、子どもから子育て世代、高齢者、障がい者まで、あらゆる人が安心・安全に暮らせるよう、各種支援の充実に努めてきたところですが、「市民意識調査」によると、今後、重点的に推進してほしい施策として、「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」「貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせる環境を整備する」などが上位にあげられており、関心が高い分野となっています。
- ◇引き続き、子育てや介護への支援体制の充実とともに、高齢者や障がい者など、社会的に不利な立場に置かれやすい人々が安心して暮らすことができる社会の実現に向けた取組の充実が求められます。
- ◇また、少子高齢化による人口減少に伴い、今後はさらに地域の担い手不足が深刻化していくことが予測されます。核家族化や共働き世帯の増加が進む中、地域活動においても男女共同参画の視点を持ち、活動を担う人材の育成やリーダーとしての女性の参画を拡大していくことが求められます。
- ◇さらに、貧困等、生活上の困難を抱える人に対しては、相談支援や自立支援等の推進を図るとともに、ひとり親への支援や子どもの貧困解消等に向けた対策についても取り組んでいく必要があります。特に女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違いにより、貧困等生活上の困難に陥りやすい状況にあります。
- ◇男女共同参画の視点に立ち、貧困等の生活上の困難をはじめ、様々な社会的困難を抱えた人に対し、それぞれの状況に応じた支援を充実させ、誰もが安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。

■男女共同参画社会の実現に向けて、今後重点的に推進してほしい施策（上位5項目）



資料：小美玉市男女共同参画市民意識調査（令和6年度）

## 施策の方向性 ①子育て世代、高齢者、障がい者等が暮らしやすい環境の整備

働く女性の負担を軽減するために、子育て支援の充実を図るとともに、在宅支援サービスなど介護支援の充実に努めます。企業に向けては、労働者への子育て支援などの環境整備を働きかけます。また、高齢者や障がい者が地域で自立し暮らしていくための多様なサービスの充実を図るとともに、子育て家庭等への相談支援体制の充実にも努めます。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
60	保育機能の強化、多様化	幼稚園での預かり保育、保育所等での延長保育、一時保育、乳児保育、病後児保育、障がい児保育等の充実を図ります。こうした保育機能の強化、多様化により、仕事と子育ての両立を支援します。	こども課
61	民間保育所の指導、育成、財政援助	多様な保育サービスを提供している民間保育所等への財政援助をし、保育内容の充実及び向上を図ります。	こども課
62	放課後児童健全育成事業の充実	共働き家庭の児童の放課後健全育成のため、放課後子どもプランの充実を図ります。	こども課
63	子育て中の親の交流の場・ネットワークづくり	「子育て広場」等を開催し、通所していない子どもや保護者の交流機会や情報交換、相談の場を提供することで、子育てに対する不安の解消を図り、安心して子育てができる環境を整備します。	こども課 こども家庭センター
64	くるみん認定、プラチナくるみん認定制度の周知・啓発	次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成する環境を整備する「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」制度を地域の事業者、労働者に向けて周知・啓発します。	商工観光課
65	介護者支援のための取組の推進	介護をしている家族等を対象に介護技術の習得や介護者のリフレッシュを目的とした交流の場を提供します。	介護福祉課
66	高齢者の趣味や生きがいづくりの促進	高齢者の活動意欲を高め、人との交流を促進し、生きがいをもって生活していくことができるよう、老人クラブ活動の促進をはじめ、生涯学習やスポーツ活動等とも連携を図り、参加及び活動しやすくなるような取組を推進します。	介護福祉課
67	介護予防の推進	高齢者ができないことを支援するだけでなく、高齢者が地域で自立して生活できるよう、自立支援に軸足を置いた介護予防を推進します。	介護福祉課
68	高齢者福祉サービスの充実	高齢者のニーズを的確に把握し、身近な支援が必要な在宅生活を送る高齢者に対して、サービスを適切に提供し、地域での暮らしやすさの向上や困りごとへの対応を支援します。	介護福祉課
69	障がい者の介護支援の充実	障がい者の家族や介護者の負担軽減を図り、仕事と介護の両立ができるよう在宅支援サービスの充実にも努めます。	社会福祉課

No.	施策	施策の内容	主な担当課
70	障がい者の自立支援に関するサービスの充実	障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある男女それぞれのニーズへの対応に配慮しつつ、個々の状況に応じた相談支援を実施し、適切な福祉サービスの提供と充実に努めます。	社会福祉課
71	パラスポーツレクリエーション教室の開催	レクリエーション活動を通じた障がい者の体力増強、余暇活動の質の向上、参加者同士の交流を深めるため、パラスポーツレクリエーション教室を開催し、社会参加の促進を支援します。	社会福祉課
72	相談業務の充実	子ども家庭支援員・母子父子自立支援員を配置し、相談員と行政が密に情報を共有しながら、多様化する家庭の様々な悩み・相談に応じ問題解決へのアドバイスに努めます。また、県等の研修に積極的に参加し、相談体制の充実・相談員の資質向上に努めます。	こども家庭センター
73	各種助成等の情報提供	住宅のリフォームへの助成金等、活用できる社会資源を増やすため、広報紙や市ホームページ等で情報を提供します。	社会福祉課 介護福祉課

## 施策の方向性 ②地域・社会活動への男女共同参画

地域活動への参画を促進するため、情報発信を積極的に行うとともに、講習会やイベント等の実施を通じて、女性の社会参画の推進を図ります。

### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
74	地域活動に関する情報提供	より多くの方が地域活動に参加する機会が得られるよう各種広報媒体を活用して、市民への情報発信を積極的に行います。	市民協働課
75	地域活動を担う人材育成	地域課題を解決できる人材を育成するため、参加者が地域に対してつながりに関心を深める講座を開催します。	市民協働課
		社会福祉協議会へ委託し、ボランティアに関するリーダー養成やボランティア養成講座の開設等を行います。	社会福祉課
76	女性の社会参画に向けた市民の意識づくり	女性の社会参画拡大を促進するため、広報・啓発に努めます。	市民協働課



## 施策の方向性 ③男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援

生活困窮により、様々な困難に直面している女性や世帯、その子どもの自立と生活安定のための支援を推進します。

### ◇主な施策

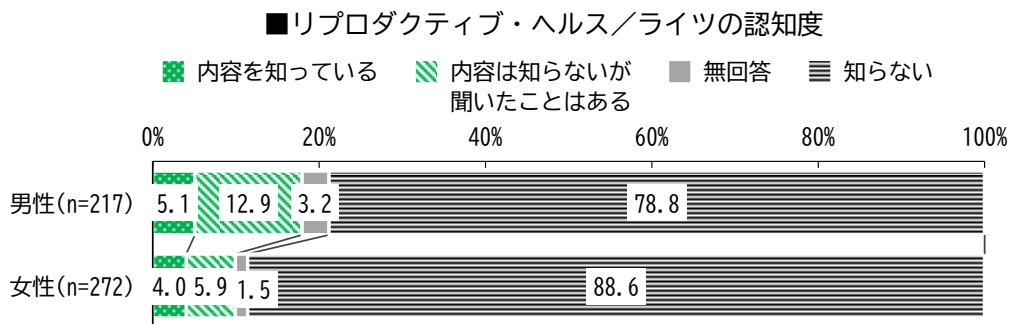
No.	施策	施策の内容	主な担当課
77	貧困等の問題を抱える家庭や子ども等への支援	就労準備支援事業や家計改善支援事業・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業等、貧困世帯の実情にあった支援を実施します。	社会福祉課
78	相談体制の整備	母子・父子自立支援員・関係機関と共に就労に関する相談・アドバイス等支援に努めます。	こども家庭センター
79	就労に関する出張相談窓口の設置	ハローワークのチラシを児童扶養手当現況届の案内に同封し、受付期間中に市役所にてハローワークの出張相談窓口を設置します。	こども家庭センター
80	困難な問題を抱える女性への支援	県や民間団体との連携・協働により、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法)」に規定される支援調整会議の設置や相談支援体制の強化等に向けた検討を行います。	こども家庭センター



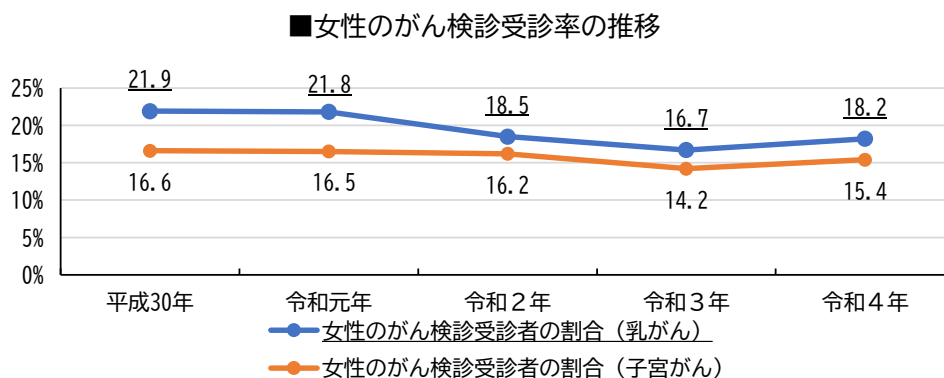
## 重点目標2 生涯を通じた健康づくりへの支援

### ◆現状と課題

- ◇男女共同参画を進めていく上で、男女が互いの身体的性差を理解し合い、思いやりを持って生きていくことが重要です。また、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るためには、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理ができるよう、性差や年代に応じた健康づくりに関する普及啓発や施策の充実を図っていく必要があります。
- ◇特に女性は、妊娠・出産、女性特有の疾病など、ライフステージごとに様々な健康上の課題に直面する可能性があることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）※の視点を踏まえ、安心して妊娠や出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を行うことが重要です。
- ◇本市では、市民が生涯を通じ心身ともに安心して健康に暮らしていけるよう、妊娠や出産期からの相談・啓発や、思春期における相談・性教育、高齢者を対象とした各種検診・教室・相談等を実施しています。
- ◇また、「市民意識調査」によると、今後、重点的に推進してほしい施策として、「生涯にわたり男女が健康であるための支援の強化」が男女とも約3割で上位にあげられています。（P40のグラフ参照）
- ◇今後も、生涯にわたる健康の保持増進のため、男女の心身及び健康に関する正確な知識・情報を提供するとともに、各種検診の受診率向上に向けた取組など、ライフステージに応じた心と身体の健康づくりを推進していく必要があります。



資料:小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)



資料:健康増進課

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。

## 施策の方向性 ①ライフステージに応じた健康づくりの推進

学校教育における性教育や、思春期の生徒を対象にした相談体制の充実を図ります。また、生活習慣病や更年期障害など、年齢に応じた健康支援を行うとともに、身体だけでなくこころの健康についての相談の充実を図ります。

### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
81	性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての啓発	母体保護と女性の人権尊重の視点から、性と生殖に関する健康と権利の重要性を認識できるよう、活動を展開します。	こども家庭センター
82	学校教育における性教育の充実	発達段階に応じた男女の性の尊重、命の尊さに重点をおいた性教育の内容の充実を図ります。また、教職員の指導力向上を目的とした研修を行います。	教育指導課
83	思春期の生徒を対象とした相談体制の充実	思春期の生徒やその保護者が、思春期の健康や心の悩みについて、気軽に相談できる窓口を積極的にPRします。また、相談員の資質向上に努めます。	教育指導課
84	各種健診、健康教育・健康相談事業の充実	生活習慣病や女性特有の疾病、更年期障がいや骨粗しょう症等、年齢に応じた健康診査や健康相談を行います。健康に関する正しい知識を普及させ、健康管理への自覚を高められるよう支援を行います。	健康増進課
85	地域・職域連携の推進	市民が受診しやすい環境で自身に必要な健診や健康相談などが受けやすい環境を整備していきます。	健康増進課
86	こころの健康への支援	広報紙等による知識の普及啓発と、ホームページの「こころの体温計」の利用促進を図ります。また、ゲートキーパーの養成やこころの健康相談を充実させ、サポート体制を整えます。	健康増進課

## 施策の方向性 ②妊娠・出産等に関する健康支援

母体保護に関する啓発に努めるとともに、妊娠・出産から乳幼児までの母子保健の充実を図ります。

### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
87	妊産婦健康診査の公費負担の拡充	母体や胎児の健康を確保し、妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、妊産婦健康診査の公費負担を拡充します。	こども家庭センター
88	妊娠・周産期の健康づくり	妊産婦とその配偶者を対象とした「ハローベビー教室」の開催、母子健康手帳交付時のパンフレット配布等を通して、妊娠中の健康管理や育児に関する指導を行います。	こども家庭センター

No.	施策	施策の内容	主な担当課
89	訪問指導、産後ケア事業、乳幼児健診の実施	<p>生後4ヶ月までの赤ちゃんがいる家庭には、委託助産師や市の助産師、保健師が訪問し、相談に応じます。訪問時の状況に応じ、育児不安軽減のため産後ケア事業に繋がります。</p> <p>該当する家庭には健診の通知を送り、健診受診率向上を図り、乳幼児の順調な発育を促進します。</p>	こども家庭センター

## 重点目標3 あらゆる暴力の根絶

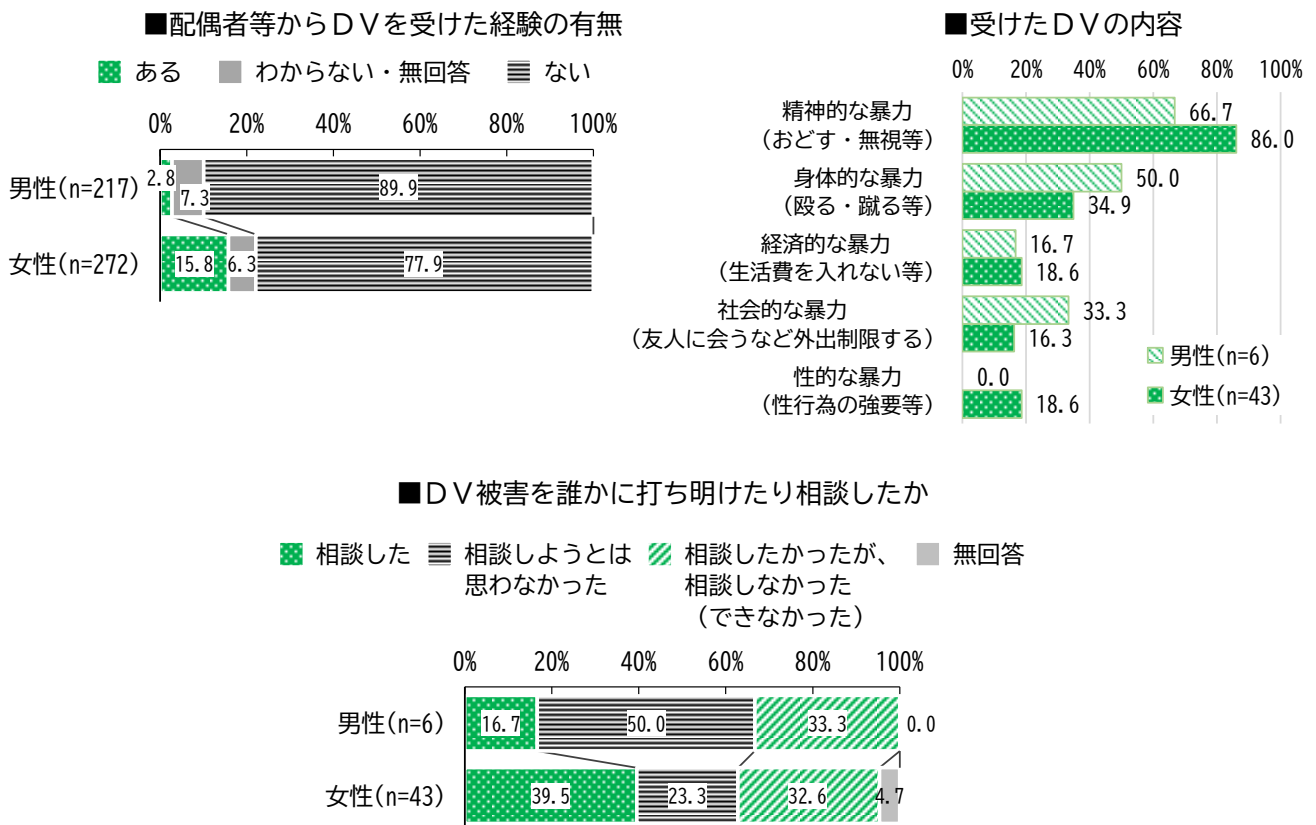
### ◆現状と課題

◇配偶者等からの暴力や虐待等は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復に取り組み、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画を形成していく上で重要な課題です。特に近年は、SNSなどインターネットを利用した性犯罪も増加しており、DV被害が多様化・複雑化しています。

◇「市民意識調査」によると、配偶者、パートナー、恋人などからDVを受けた経験が「ある」と回答した人は、女性で1割台半ばとなっており、内容としては「精神的な暴力」が最も多く、次いで「身体的な暴力」「経済的な暴力」の順となっています。また、DV被害を受けたことがある女性のうち、約4割が誰かに「相談した」と回答しているものの、「相談したかったが、相談しなかった（できなかった）」の割合が約3割、「相談しようとは思わなかった」を合わせると半数を超える人が相談につながっておらず、相談しやすい体制づくりが求められます。

◇本市では、DVやセクシュアル・ハラスメント被害者の心のケアや生活再建に向けた支援、緊急保護のための関係機関との連携強化等による支援を行っており、今後も、あらゆる人権侵害・暴力の根絶に向けて、一人ひとりが認識を深めるとともに、被害の発生・深刻化を防ぐための啓発活動の充実を図る必要があります。

◇さらに、人権侵害の対策・あらゆる暴力の防止対策、被害を訴えることができる場の拡充や保護体制の整備、被害者支援など、庁内や関係機関と連携し推進していく必要があります。



資料:小美玉市男女共同参画市民意識調査(令和6年度)

## 施策の方向性 ①あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

若年層から高齢者まで、広く市民に向けて広報紙やホームページを活用した啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。また、家庭内暴力や虐待などあらゆる暴力の根絶を広く市民に呼びかけていきます。

### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
90	暴力防止についての広報・啓発	国・県、その他関係機関からのリーフレット等の配布及び効果的な活用に努め、あらゆる暴力の防止に向けた広報・啓発活動を推進します。また、DVに関する相談窓口の周知など情報提供を行います。	市民協働課
91	教職員資質能力向上の研修の実施	小美玉市教育研究会(市内公立幼小中学校教職員で構成)において、デートDVや性の多様性についての研究を推進します。 小美玉市教育研究会の研究調査事業に要する経費について補助金を交付します。	教育指導課
92	被害を訴える場(相談窓口)の周知活動	DVやセクハラ被害の相談窓口をより広く周知できるよう努めます。 被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関とともに随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。電話対応、各支所への出張を行い、相談しやすい環境づくりに努めます。	こども家庭センター

## 施策の方向性 ②被害者の保護と支援

DV被害者の安全確保と生活再建に向けて、必要に応じた保護を行います。DV被害者の安全確保等の対処を市職員へ徹底するとともに、庁内のDV対策連携体制の強化を図ります。

### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
93	DV被害者の緊急時保護と自立に向けた支援の強化	被害者からの相談については、母子・父子自立支援員・関係機関とともに随時相談に応じ、問題解決へのアドバイスに努めます。また、被害者の安全確保と生活再建に向けて、関係機関等と連携調整しながら、必要に応じ施設入所等の保護を行います。	こども家庭センター
94	被害者の個人情報の保護	被害者の安全確保のため、住民基本台帳や学齢簿等の閲覧、住民票等の交付制限等、個人情報の保護を徹底します。	市民課 教育指導課
95	庁内DV対策連携体制の強化	被害者の具体的な支援策を協議、調整するため、庁内の連携体制の強化を図ります。	こども家庭センター
96	庁内外への研修への参加促進	相談や緊急時の保護等、被害者の支援にあたり適切な対応が取れるよう、また、被害者に対する二次被害を防止するため各種研修会への積極的な派遣を行います。	こども家庭センター

## 重点目標4 地域防災における男女共同参画の推進

### ◆現状と課題

- ◇安心して暮らしていくためには、日頃から家庭等において、自然災害に対して備える必要があります。東日本大震災等の過去の震災では、災害後の女性への家事・子育て等の集中、避難や復旧時における男女のニーズの違いなど、男女で災害から受ける影響に違いが生じたことがわかりました。
- ◇災害時には、社会における潜在的な課題がより一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興を円滑に進める基盤となります。今後予測される災害に向けて、地域防災における意思決定過程への女性の参画推進とともに、予防から復興まであらゆる局面において、女性の視点を反映していくための仕組みづくりに努めていく必要があります。
- ◇また、災害の被害は、性別のみならず、年齢、国籍、障がいの有無等の様々な社会的立場によって影響が異なることから、災害時要支援者名簿の活用や外国人向けの防災パンフレットの周知など、それぞれの立場に応じた災害時の困難を最小限にする取組が重要です。

■防災会議委員に占める女性の割合（近隣自治体との比較）

自治体名	女性委員数	総委員数	女性の割合
小美玉市	3人	32人	9.4%
石岡市	4人	31人	12.9%
笠間市	5人	31人	16.1%
行方市	3人	19人	15.8%
かすみがうら市	6人	29人	20.7%
鉾田市	2人	27人	7.4%
茨城町	3人	18人	16.7%

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（令和5年4月1日現在）

### 施策の方向性 ①男女共同参画の視点に立った防災体制の強化

防災施策へ女性の視点を反映し、方針決定過程への女性の参画を進めるため、防災会議等への女性の登用を推進します。また、災害時に支援が必要な高齢者、障がい者、外国人等への対応に備えるとともに、防災に関する情報提供を図ります。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
97	防災会議等への女性の参加	防災会議等への女性の委員登用を推進します。	防災管理課
98	災害時、高齢者・障がい者・外国人への支援	災害時要支援者名簿を用いて、災害時の避難等における優先順位や支援における区別を明確化し、万一の事態に円滑な対応ができるよう備えます。	防災管理課
99	高齢者や外国人向けの防災パンフレットの周知	災害時の避難や行動など、それぞれ対象に応じたパンフレットで周知をします。	防災管理課



### ◇基本目標Ⅲに関する目標指標◇

目標指標		現状値 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
「男女が協力し子育て・介護に取り組める支援体制」が 充実していないと考えている市民の割合 (※割合減を目指す)	女性	62.5%	58.0%
	男性	48.8%	42.0%
「生活上の困難に陥りやすい人が安心して暮らせない」 と考えている市民の割合 (※割合減を目指す)	女性	38.2%	35.0%
	男性	31.3%	30.0%
女性のがん検診受診者の割合（乳がん）		(令和4年度) 18.2%	40.0%
女性のがん検診受診者の割合（子宮がん）		(令和4年度) 15.4%	40.0%
産後の指導・ケアに満足している人の割合		(令和5年度) 89.9%	93.0%
DVの相談先を知らない市民の割合 (※割合減を目指す)	女性	12.5%	7.0%
	男性	13.4%	8.0%
市の防災会議委員に占める女性の割合		9.4%	12.5%

## 基本目標Ⅳ【創る・進める】男女共同参画の推進に向けた体制づくり

計画の推進に向けて、関係各課との連携を図り、推進体制の整備、強化を行います。  
さらに、市民や事業者、民間団体等との連携を強化し、計画の実行性を高めます。

### ◆現状と課題

- ◇本市では「第2次小美玉市男女共同参画推進計画（いろとりどりパレットプラン）」の策定後、毎年度、計画の進捗管理を実施し、男女共同参画社会の実現を目指した施策を積極的に推進してきました。
- ◇男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野に広範囲にわたっており、これを着実に推進するためには、推進体制と進捗状況の管理体制が重要です。また、施策・事業の立案や実施に際しては、全庁的に男女共同参画を意識しながら、取組の改善や充実に努めていく必要があります。
- ◇一方、施策の推進にあたっては、行政だけでなく、市民、事業者、民間団体等がそれぞれの立場で男女共同参画の目的を理解し、時代に合わせて意識や行動を変化させていくとともに、主体的な取組を展開していくことも期待されます。
- ◇また、社会情勢の変化、法制度の改正などに対応し、計画の見直しを進めていくことも必要です。国や県の計画や方針について積極的な情報収集に努め、整合性に配慮しながら施策の実現へ反映させることが求められます。

## 重点目標1 推進体制の整備・充実

### 施策の方向性 ①計画の推進、進行管理体制の整備

継続的に「小美玉市男女共同参画推進委員会」を開催し、本市の男女共同参画の計画を推進します。また、男女共同参画の視点に基づき、毎年度、計画の進捗状況を調査し、ホームページ等を通じて市民へ公開します。

### ◆主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
100	小美玉市男女共同参画推進委員会の開催	行政と市民が一体となって計画を着実に推進するため、小美玉市男女共同参画推進委員会の活動を継続します。	市民協働課
101	計画の進捗状況の調査・公表	毎年度、事業の実施状況、目標達成状況を調査・確認し、進捗状況について、市ホームページにて公表します。	市民協働課

## 施策の方向性 ②市民・事業者・民間団体等との連携・協働

市民、事業者、民間団体の男女共同参画に関する取組を把握し、活動の支援を行うとともに、関係機関との連携・協働により、計画の着実な推進を図ります。

### ◇主な施策

No.	施策	施策の内容	主な担当課
102	市民、事業者、民間団体等の自主的な取組への支援	男女共同参画に取り組みやすい環境づくりを事業者等に働きかけるため、子育て支援に積極的に取り組む「くるみん認定」「プラチナくるみん認定」企業の取組事例の紹介等、情報提供に努めます。	商工観光課
103	関係機関との連携	男女共同参画推進計画の着実な推進を図るため、関係機関との連携を強化し、講演会やセミナー、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。	市民協働課

### ◇基本目標Ⅳに関する目標指標◇

目標指標	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年度)
第3次小美玉市男女共同参画推進計画の実施状況の割合	91.3%	100.0%